「岡山市町内会ハンドブック」

令和５年度版

岡山市連合町内会

岡山市市民協働企画総務課

目　　次

はじめに

１　岡山市の町内会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P3)
（１）町内会とは
（２）町内会の現状
（３）町内会活動の課題

２　町内会活動に関する考え方やヒント・・・・・・・・・・・・・・(P5)
（１）町内会の円滑な運営のために
（２）加入促進のために
（３）町内会活動の活性化のために
（４）担い手確保のために
（５）見直しや改善のために
（６）町内会を結成するために
（７）認可地縁団体について
（８）個人情報保護について

３　資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P24)
（１）会則・規約（例）
（２）事業計画と事業報告（例）
（３）予算書及び決算書（例）
（４）名簿（例）
（５）総会議事録（例）
（６）設立趣意書（例）

４　町内会もしくは市民活動が対象となる支援事業・・・・(P34)

はじめに

地域で発生する様々な課題の解決に向けて、町内会の中心として活動をされている、会長をはじめとする役員の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。

岡山市内には、１，７００を超える町内会があり、まちづくりに欠かすことのできない活動主体として、地域の防災や防犯活動、子どもの見守り活動等、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしています。「向う三軒両隣」という言葉があるように、以前は隣近所の付き合いや助け合いが当たり前のことでした。

しかしながら、個人のライフスタイルや価値観、社会情勢の変化などにより、隣近所との関係も希薄になってきており、町内会への加入率低下や活動の担い手不足等の課題が深刻になってきています。

現在、町内会の役割は再び見直されてきており、地震などの自然災害の時には、多くの方が地域の人に救出されているとも言われています。また、子どもや高齢者への見守り活動は、地域の方々の協力がなければ、実施できないのが現状です。

共働きの若い世代が増えて、地域の活動は高齢の方ばかりという悩みもよく聞きますが、今の状況に即した地域内での活動方法はあると思いますので、今一度、同じ地域に住む方々が知恵を出し合い、無理なく参加できる町内会活動を考えていくことができたらと思います。

本冊子は、普段の町内会活動や、新たに会長や役員になられた方の活動に少しでもお役に立てばと考え、岡山市連合町内会の協力を得ながら作成しました。地域での活動のヒントや活性化にご活用いただければ幸いです。

岡山市連合町内会
岡山市市民協働企画総務課

1　岡山市の町内会

（1）町内会とは

一般的に町内会と呼ばれている地縁による団体は、町内会、自治会、区長会等、名称は様々ですが、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」であり、会員相互の親睦を図りながら、住みよい豊かな地域づくりを目指して活動している住民による自治組織です。

区域に住所を有すること以外に加入条件が必要だったり、スポーツや伝統芸能保存のように活動の目的が限定されている団体は、「地縁による団体」とは言えません。

中には、事業所等が賛助会員として加入しているところもあります。

日常生活を営む中で、ゴミステーションの清掃やルールの徹底、生活道路や水路の清掃、地域の防犯・防災活動、親睦行事、その他の地域課題など、個人では困難な活動が多くあります。それらを円滑に運営したり解決していくための取組みをおこなうのが町内会だと考えられます。

（2）町内会の現状

岡山市には令和5年1月末時点で1,708の町内会があり、その町内会が集まって構成されている学区・地区連合町内会が95あります。更に、岡山市全体として岡山市連合町内会があります。

町内会への加入世帯は増加していますが、昭和55年をピークに加入率は低下しつつあり、令和4年6月末での加入率は78.7%となっています。

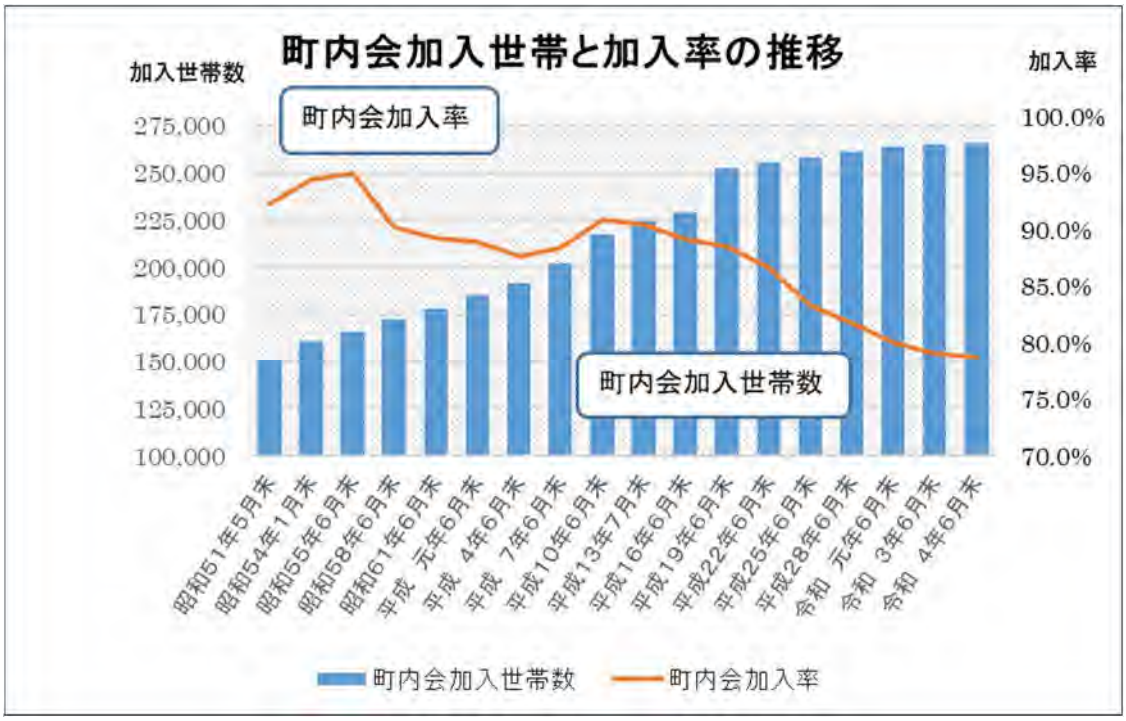

（３）町内会活動の課題

令和３年６月に行った岡山市町内会等アンケート調査における、「町内会の運営で問題だと感じているもの」を選択する設問（複数回答可）では、「住民・役員の高齢化」「役員のなり手がいない」「若者の参加が少ない」が上位３つであり、町内会の運営改善や課題解決に最重要だと考えること選択する設問（一つ選択）では、「地域内の普段のつきあい」「若い世代の積極的な参加」「リーダーの育成」が上位３つでした。

これらの事から、今後の町内会の運営では、仕事等で忙しいと思われますが、若い世代を中心とした地域住民を巻き込んだ、住民の顔が見える活動の活発化が必要ではないかと考えられます。特別に活動ができなくても、日常的な挨拶はできるはずです。「地域内の普段のつきあい」とは、そういうことから始まるはずです。

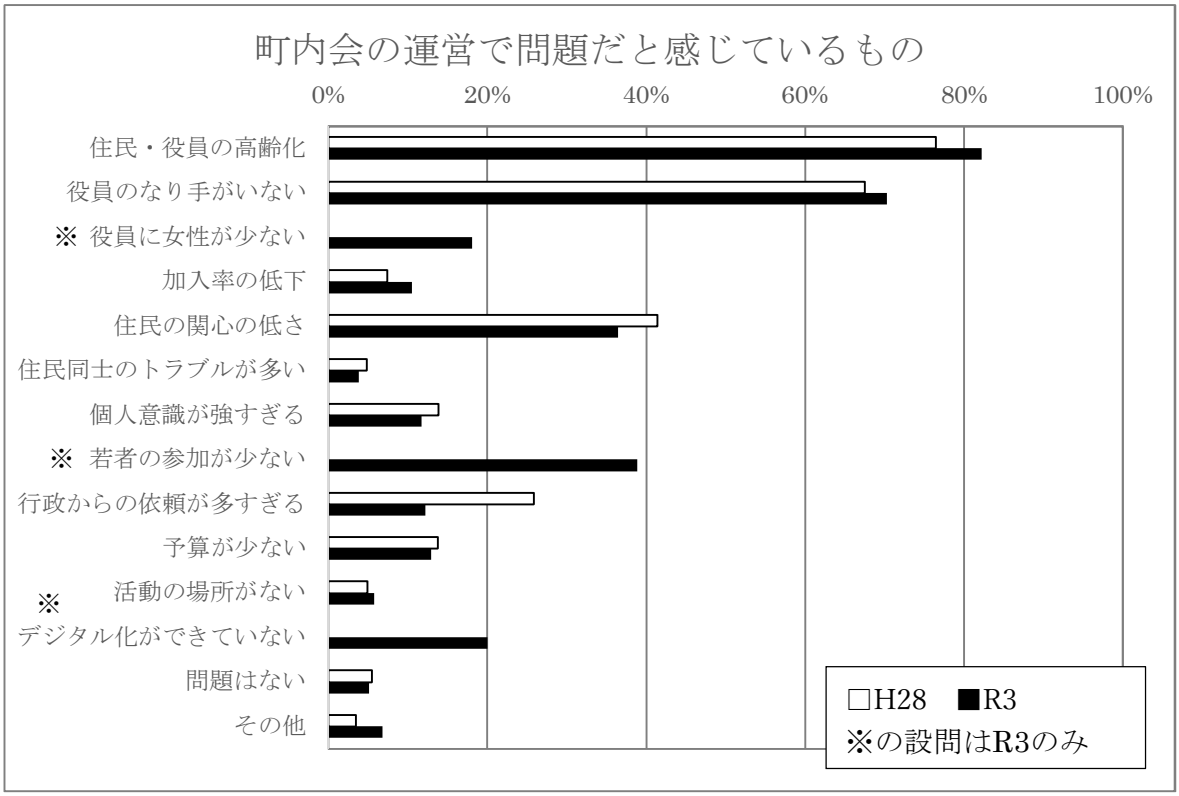

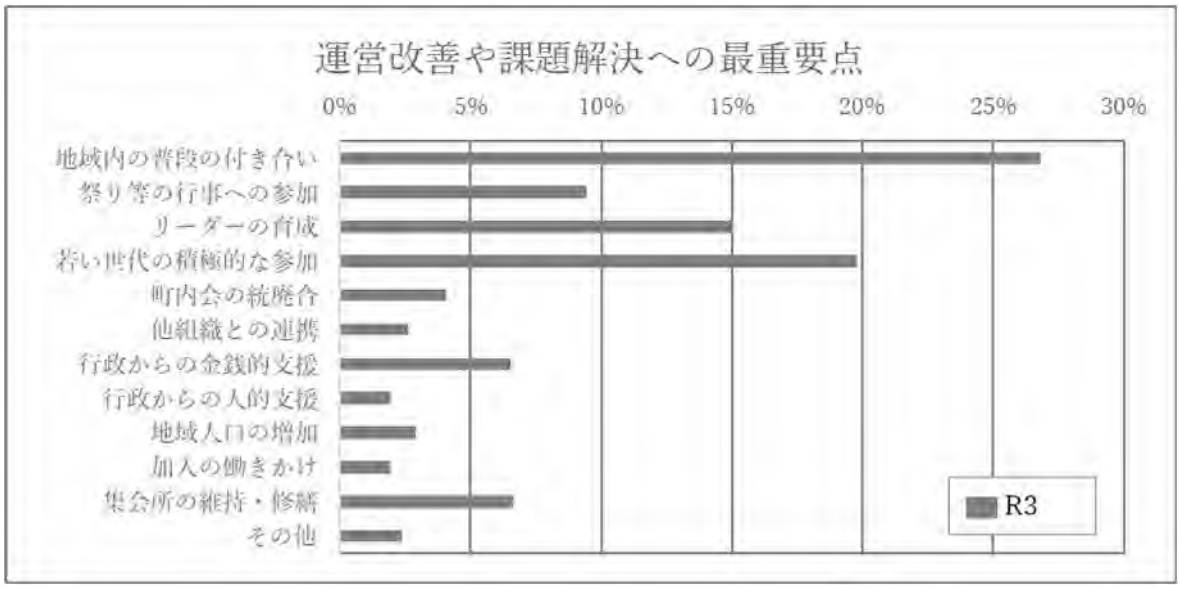

２　町内会活動に関する考え方やヒント

（１）町内会の円滑な運営のために

①民主的に運営しましょう

町内会を民主的な組織として運営していくためには全会員の合意形成の場である「総会」と、総会の議決に従って町内会を運営していく「役員会」などの会議が重要となります。

多くの町内会では通常総会を年１回、年度初めに開催し、急を要する重要な事案が生じたときには臨時総会を開催します。いずれの会議においても、会議開催の通知を余裕をもって行い、多くの出席者の参加を働きかけるとともに、会議終了後には開催日時、場所、出席者、審議や議決内容などを議事録にまとめ、出席者の中から選出した議事録署名人（一般的に２名）に署名、捺印をもらい議事録内容の正当性を確保しておくことが重要です。

このような手順を踏んで、地域での課題について地域住民で話合い、共通の課題として認識し、解決に向けていくことが大切です。必要に応じて関係機関との連携も必要です。

町内会は、金銭的・身体的なメリットやデメリット、損得で活動しているわけではないことから、時には意見が対立して、一部の方には理解してもらえないこともあるかもしれません。自分だけが良ければいいのではなく、自分たちの地域は自分たちで良くしていくことを理解し、多くの会員の意見を取り入れて民主的に進めて行きましょう。

そのために会議の場では、地位のある人や声の大きな人が一方的に話をすることで決めるのではなく、参加者が自由に意見を出しあえるように運営していきましょう。そうすることで、地域の皆さんが納得できる結論を導き出せるようになると思われます。

②役員の選出

現在、町内会において、活躍している方は多くおられますが、女性会長となると全体の数%とまだまだ低い状況にあります。子育てやＰＴＡ、ご近所や町内会等の活動に関わってきた女性の感性や経験を取り入れるためにも、積極的に会長をはじめとする役員として活躍できる環境づくりを進めましょう。

また、近年、町内会役員の高齢化が進展しています。今後の運営のために、若い方にも参加していただけるよう働きかけましょう。若い方が興味を持つ事業を任せて、力を発揮していただくのも一つの方法です。

町内会を民主的に運営するには、組織をまとめる代表の方が必要で、その人が会長となります。その他にも、副会長や監査、会計（出納員）などが考えられます。

選出方法は、話合いによる互選、選挙、輪番（持ち回り）など、いろいろ方法がありますが、会員の意見が反映できる方法を会則で決めておくと良いでしょう。また、会長がすべての事を行うと大変重荷になることから、副会長や他の役員、その他にも可能な方へ負担を分散していくことも必要です。

R3 アンケート	男性	女性
町内会役員平均人数(人)	7.7	3.5
男女比率（%）	69%	31%

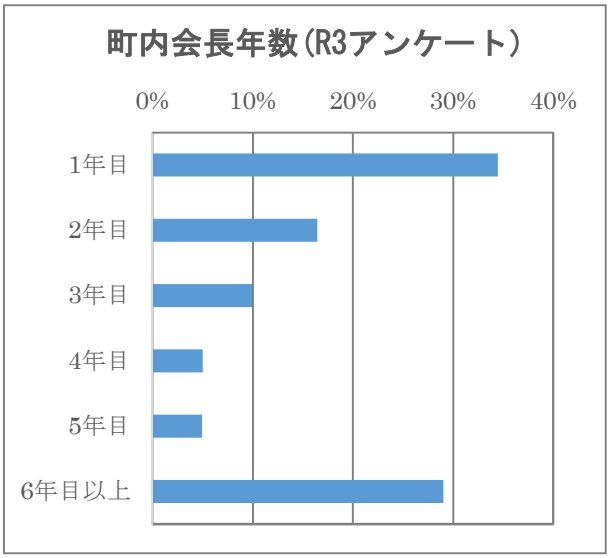

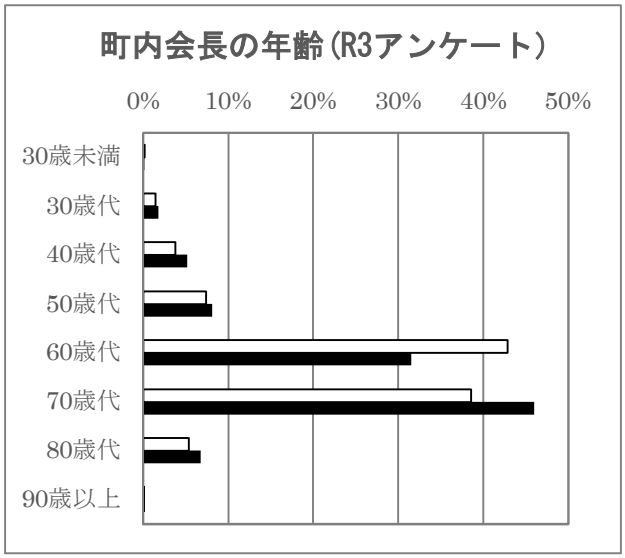

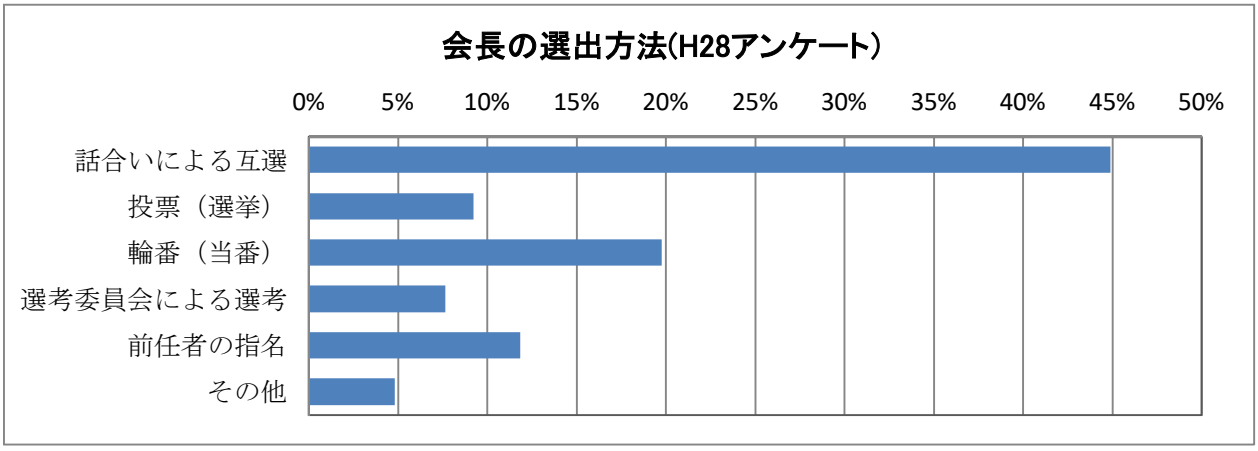

③活動内容の報告

町内会の活動を透明化するためにも、会員の方々への事業報告や収支報告は必要です。

そのためには、会計担当者は運営、活動に伴う収入や支出を記録し、出納の管理を適切に行うことが重要です。帳簿や領収書などの証拠書類の整理、保管、現金や預金通帳の管理を適正に行い、監事による会計監査を受けた後に活動内容や決算は総会で報告し承認を受けるなど会員の方々へ周知しましょう。

総会に出席できなかった人にも、掲示板や回覧、SNS 等の可能な方法でお知らせしましょう。また、事業活動や予算内容は、総会で承認をもらって進めましょう。活動内容の透明化は重要です。

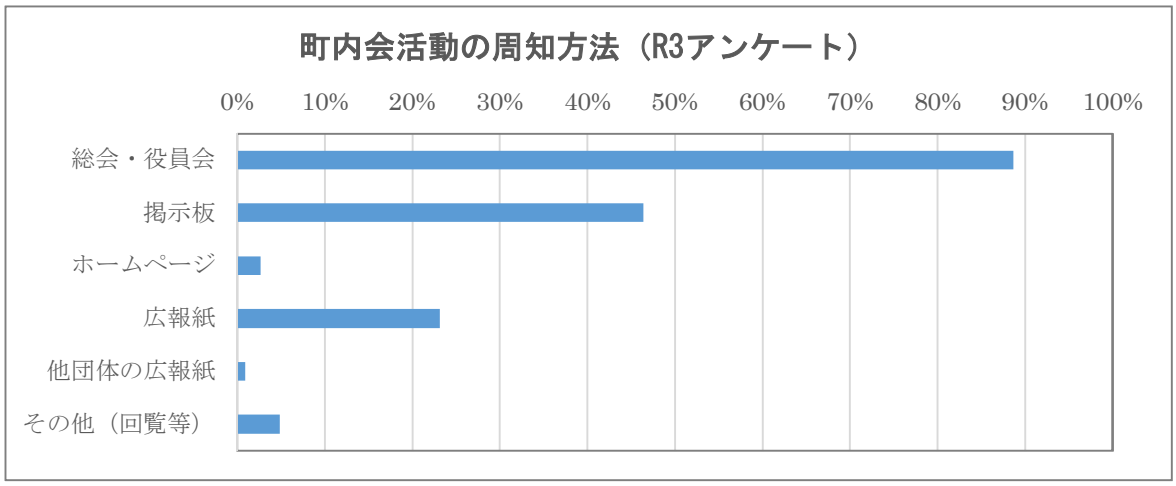

④町内会活動のデジタル化

デジタルツールを活用することで、町内会活動の利便性等を向上させることができるかもしれません。

若い方への周知の為にも電子町内会へ加入して、ホームページを作成してみてはどうでしょうか。時間を気にすることなく町内会の情報提供ができるようになります。また、メール一斉配信の機能を使うと、町内会の情報を即時に会員に伝えることができます。

電子町内会への加入を希望する場合は、市民協働企画総務課(TEL 803-1063)にご相談ください。https://townweb.e-okayamacity.jp/(詳細はP40ページ)

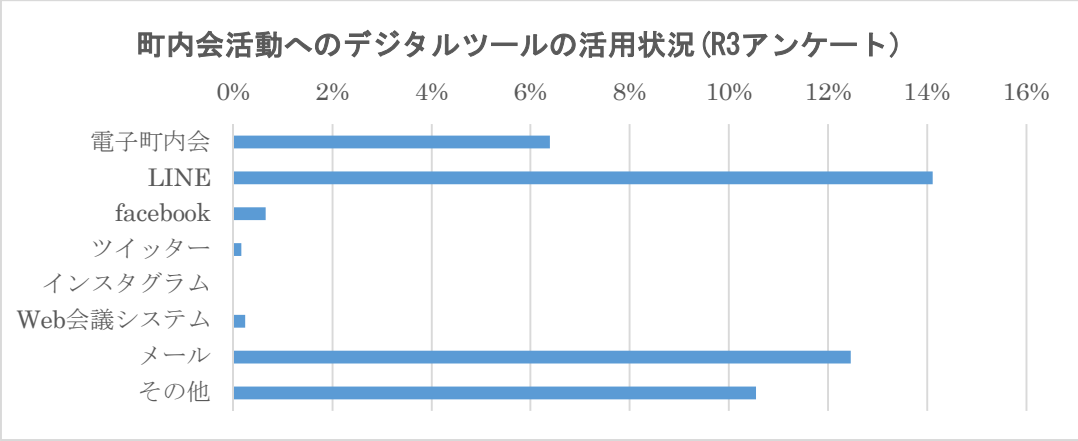

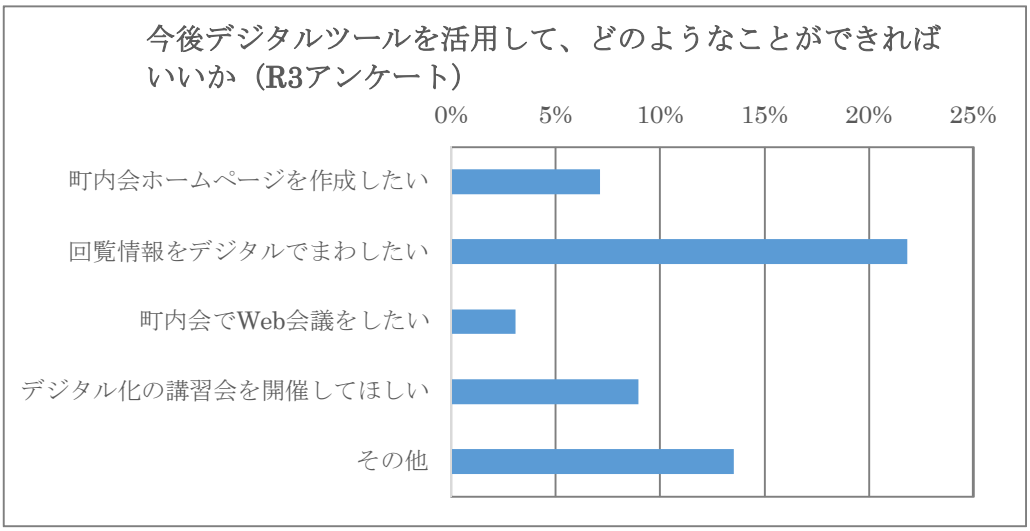

⑤その他

町内会は、地域に住む様々な人々で構成されている事から、署名活動や募金活動を行うにあたっては、個人の思想信条を尊重し、強制することがないように、町内会で話し合いを十分行ったうえで進めるように配慮が必要です。

（２）加入促進のために

地域には、世帯としては加入しているけれど、個人としては町内会がどのようなところかわからない、もしくは、町内会の存在そのものを知らない人もいます。

防犯灯やゴミステーションの維持管理や生活道路の清掃活動等、普段あまり見えない部分でも町内会は地域を支えており、町内会から何も恩恵を受けていない人はいないはずです。

町内会では、住民の親睦だけではなく、個人では解決できないことが多い、防犯・防災・交通安全・環境美化・地域福祉等の様々な課題に取り組んでいます。必要に応じて関係機関と連携をとっていることや防犯・防災活動を通して住みよい環境づくりを行っていることを知ってもらいましょう。役割や活動を理解してもらうことで、次世代の役員候補になってくれる方がいるかもしれません。

また、地域の行事は子どもから大人まで幅広く集まる機会なので、行事を行うだけでなく、町内会の存在をＰＲしてみてはどうでしょうか。また、地域の行事や各種団体の活動に町内会費が使用されていることもＰＲしてみましょう。

岡山市へ転入の届出された方に対しては区役所や各地域センター窓口で加入促進パンフレットを配布していますが、町内会の加入促進活動で同パンフレットを地域の未加入者に配り加入を呼びかけることも有効です。加入促進用のパンフレットが必要な場合は、市民協働企画総務課（TEL 086-803-1063）まで連絡いただければ送付することができます。

更に、地域には外国人も多く住んでいる場合があり、地域とのコミュニケーションを必要としていることもありますので、敬遠するのではなく積極的に交流してみましょう。岡山市では、「英語」「中国語」「韓国語」の加入促進パンフレットも作成しています。

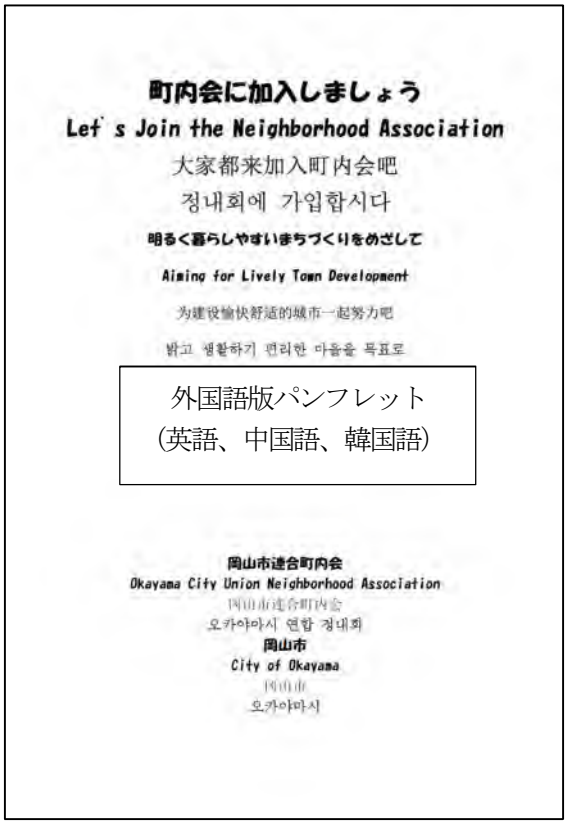

外国語版パンフレット
（英語、中国語、韓国語）

「町内会に加入しましょう」一部抜粋

町内会の活動

町内会は、住みよい豊かなまちづくりをめざして、
次のような活動をしています。

安全・安心なまちづくり

こどもの登下校時の見守り等、安全で安心して住み続けられる地域社会の実現をめざした活動を行っています。

環境美化

ごみステーションの設置や管理を行うとともに道路や溝の清掃、不法投棄の防止対策等、環境美化活動を行っています。

防犯・交通安全

夜道を安心して歩けるように防犯灯を設置し、管理を町内会で行っています。

また、交通事故の防止や犯罪のない安心して住める地域づくりに取り組んでいます。

自主防災・互助活動

地震、水害、火災等の災害に対応するための自主防災会を設置したり、災害等に見舞われたときにお互いに助け合ったりするなど町内会は大きな役割を果たしています。

レクリエーション等親睦行事

会員の交流と親睦を目的に、お祭り、レクリエーション、盆踊り、運動会、花見等各種行事を行っています。

各種団体の育成、協力

こども会、老人クラブ等地域の諸団体の育成及び活動に協力しています。

広報連絡

会員のみなさまに広報誌の配布や行政からのお知らせ文書の回覧等を行っています。

町内会加入促進

親睦を図りながら、心のつながりを深め住みよい地域にするために、多くの方々に加入を呼びかけています。

※活動内容は町内会によって異なります。

①町内会の取組

引っ越ししてきた方に、町内会の案内チラシをお渡しするのも一つの手です。引っ越ししてきた人は、その地域の情報が少ない状況です。そんなときに、町内会の地図やゴミステーション等の近隣の情報を掲載した案内チラシを渡すと、町内会に興味を持ってもらえるかもしれません。

【町内会の取組事例（R3 アンケート）】

・転入者には個別訪問してチラシ等を渡し説明する。
・多世代の方が交流する行事等で交流を図る。（町内清掃、祭り、スポーツイベント、スタンプラリー等）
・マンション等建築の説明時に町内会加入を進めていただくよう業者に依頼する。
・町内会と地域とのかかわりについて説明する。
・意見箱を利用して苦情等を聞く。（結果を回覧）
・LINE ビジネスを使った情報配信にて、活動報告を住民全体に対して行う予定にしている。

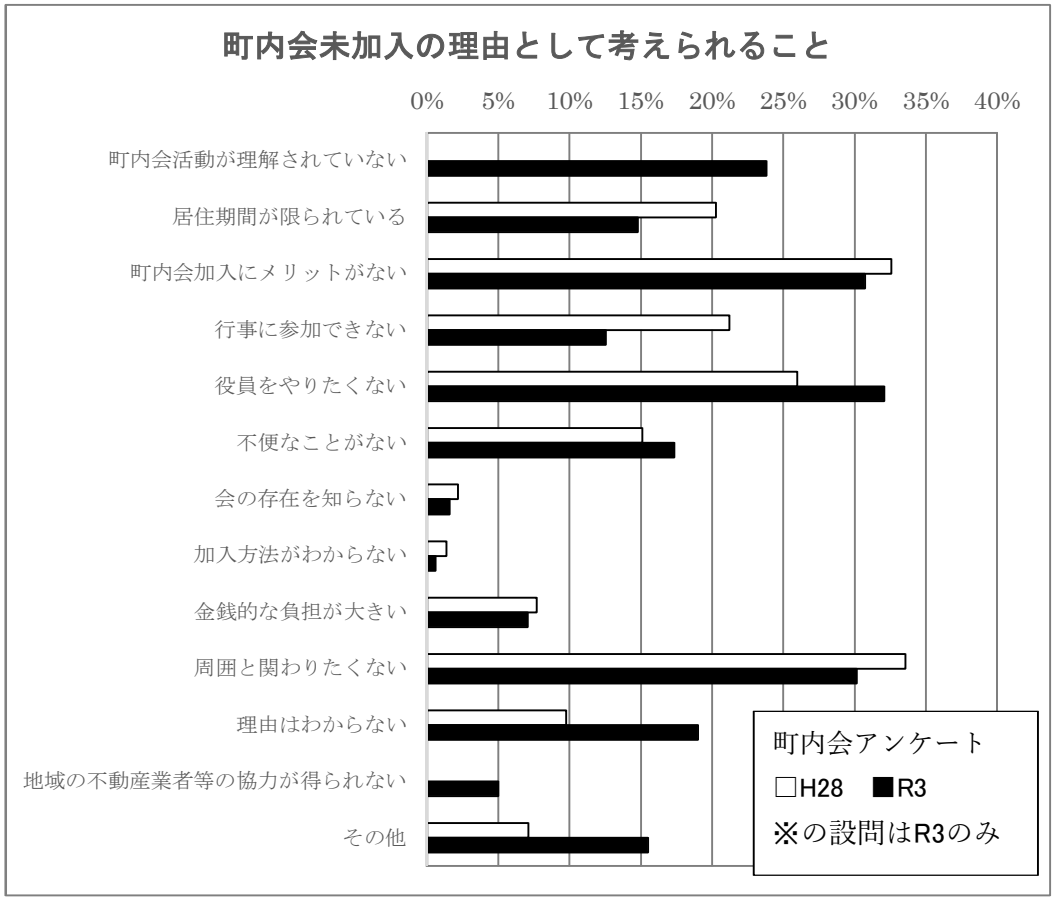

加入案内（例）

●●町内にお住いの皆様へ

●●町内会　会長　■□　□■

町内会への加入のご案内

町内会は、自分たちの住んでいる地域を自分たちで良くするために活動している組織です。私たちは普段の生活の中で、交通安全・環境美化、地域福祉、防犯・防災対策など様々な共通課題を多く抱えており、町内会では、これらに対応するために、行政機関との連携や、地域での様々な活動を行っています。

町内会活動は、地域の安全・安心のためには欠かせないものですので、その活動内容にご理解いただき、町内会へのご加入をお願いします。

なお、加入や活動内容についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

●●町内会の主な活動内容

・ゴミステーションの維持管理
・生活道路や生活用水路の清掃活動等の環境美化活動
・防犯灯の維持管理
・子どもの通学路での見守り活動や安全パトロール
・火災予防期間の防災訓練
・●●町内会での夏祭りや年末の餅つき大会

このほかにもさまざまな活動を行っています。

問合せ先　●●町内会　会長　　氏　　名　　℡０８６－■■■－□□□□
　　班長　　氏　　名　　℡０８６－■■■－□□□□

（加入案内の記載内容・添付資料の例）
・町内会の加入利点
・町内会の会費、規約、行事予定表、役員名簿
・町内会の地図（ゴミステーションや避難所など記載）
・ゴミステーションのルール説明
・総会資料
・町内会費の使われ方
・電子町内会の紹介
・子供会、高齢者サロンの案内

（３）町内会活動の活性化のために

①他団体との連携

町内会活動を役員だけで行っていないでしょうか。行事については、同じ地域で活動する他の団体にも参加を募ったり、町内会が他団体の行事に参加したりすることで、お互いに理解を深めることができます。また、地域を良くするための活動ですから、地域のみんなが協力していくことが大切です。

【平井学区の取り組み事例】

「地域の課題は地域が協働で」

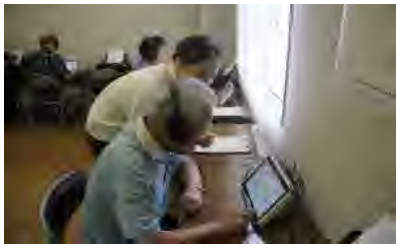

平井学区地域づくり会議は、学区内すべての団体代表者で構成し、地域課題を協議して地域の学校・病院と協働で地域課題の解決への取組を実施しています。認知症予防対策「オレンジカフェ平井」は毎月開催、「認知症サポーター養成講座」は年２回開催し地域で多くの方が認知症を理解しています。「健康チェック」では大学・病院の協力で、物忘れ診断・体の機能診断・健康相談を年２回開催。子ども対策は「プレイパーク」ボーイスカウトの協力で自然の森で遊べる居場所を提供しています。

②事業所との連携

行事に企業として参加してもらっているところもあります。強制はできませんが、企業のＰＲにもなると思われますので、地域に住んでいる従業員に企業名をわかるようにして参加してもらう方法もあるかもしれません。

【第二藤田学区の取り組み事例】

「企業と協力して避難場所の確保と充実を！」

第二藤田学校は田園地帯であり、高い建物が少ない地域です。３０年以内に南海トラフを震源とする巨大地震の起きる可能性が８０％といわれています。干拓地である藤田地域では液状化や洪水の可能性が高く、企業の協力が欠かせません。

第二藤田学区には、パチンコ１２３の立体駐車場やＫｓデンキの屋上などが避難場所として指定されています。第二藤田学区では、この２店舗の協力を得て避難場所ウオッチングをおこないました。

今後こうした避難場所について、企業の方たちとも相談し

ながら充実させていきたいと思います。

③子どもや学生等の意見の取り入れ

地域の子どもや中高大学生の意見を取り入れた活動があると、その親等の参加もあって行事が活性化するかもしれません。時には地域外の若い力も頼りになります。防災訓練には次世代の担い手の育成が欠かせません。

【浮田学区の取り組み事例】
「歴史遺産を後世に引き継ぐ活動を子どもたちと共に」

浮田学区には宇喜多直家飛躍の地・秀家生誕の地である亀山城跡があり、亀山城跡保存会や浮田連合町内会を中心に、この歴史遺産を継続的に保存し、後世に引き継ぐ活動をしています。浮田子どもクラブの子どもたちの発案で亀山城跡来城記念スタンプや秀家豪姫顔出しパネルを制作設置したり、うきだ振興まつりでは小学生亀山城歴史クイズを実施するなど、子どもたちには毎年アイデアを出してもらっています。

また、子どもたちが亀山城跡に愛着をもてるよう「亀山城跡プレーパーク」の実施や、子どもの木工教室や野外での歴史教室などを行っています。「『ふるさと』を再発見し郷土愛を深めてくれたら嬉しいです」という思いで取り組んでいます。

【京山地区の取り組み事例】
「安全で安心な住みよい地域をめざす『地域の絆プロジェクト』」

京山地区では「自転車マナー」向上をめざして、「やさしく走ろう京山」運動をおこなっています。京山中学生がデザインした「啓発プレート、シール」を小中学生や地域住民の方に配布して、自転車マナー向上を呼び掛けています。

また、岡大入口交差点で、近隣の町内会、岡山大学の学生や教職員、西署、市役所に呼びかけ「自転車マナー向上協働行動」を行い、「自転車先進都市おかやま」のモデルとなるように活動をしています。

上記活動の中心である岡山市京山地区ＥＳＤ推進協議会の地域の絆プロジェクトでは、「障害者や高齢者も誰もが安心して暮らせる、安全で安心な住みよい地域」を目指して活動しています。支援が必要な子どもたちの保護者が交流する「子育てトーク」、みんなの交流の場「京山みんなのカフェ」、世代を超えてつながるために高校生が企画・運営するイベント「京山えーもの探検隊」や広報誌「地域の絆プロジェクトだより」の発行も行っています。

④活動が負担にならないように

会長がすべてを行うことがないように、また、過度な負担を強いることがないように皆さんで話し合いをしましょう。できるだけ多くの会員に役割を分担し、お互い様の精神でできるようにしましょう。

＜代表的な役割＞

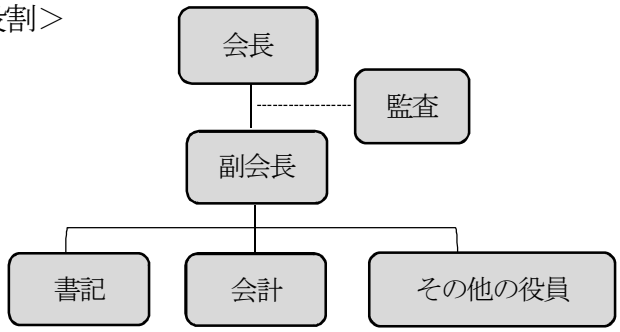

会　長 ： 町内会の代表者で、全体の取りまとめを行います。
副会長 ： 会長を補佐します。会長が不在の時は、会長の職務を代行します。
書　記 ： 会議の記録などの事務全般を行います。
会　計 ： お金の管理を行います。
監　査 ： 適正な会計処理を確認し、総会等で報告します。
その他の役員 ： 町内会で必要な役員を置きます。

（4）担い手確保のために

まず、町内会活動に参加してもらうことから始めなければなりません。

過度な負担にならないように配慮しなければなりませんが、ＰＴＡや他の団体と一緒に活動することで、将来の担い手候補を探すこともできるかもしれません。

【町内会の取組事例（R3 アンケート）】

＜町内会の新たな担い手の確保や、役員の負担軽減のための工夫＞（主な意見）

・役員の輪番制。数年先まで役員を決める。
・女性、若い世代の登用
・役員に若手を選出し、次期リーダーを養成する。
・業務の見直し、行事の簡素化。役割分担をして一人一人の負担を減らす。
・事務処理の明文化、運営マニュアルを作成する。
・事務処理、掃除等の外注（アルバイト、事務所設立、ボランティア等）
・募金活用の効率化（町内会で一括納付）
・今後の運営を考える別組織（検討会、研究会）の立ち上げ。
・他の町内会との連携、合併
・役員への謝礼をする。
・スマホ、SNS の活用
・町内会がなくなったときのデメリットを全員回覧する。　等

【福田学区の取り組み事例】
「『つながろう！福田』を合言葉に！３世代キラリ交流会」

「心豊かな福田っ子」を各家庭だけでなく地域ぐるみで全体が一体となって 育成していくことを目指して、福田学区の子ども･大人･お年寄りが参加する ３世代キラリ交流会を実施しています。

開会式の岡山市民体操に始まり、幼稚園児が家族･地域の大人･小中学生ボランティアと 一緒に学区を散歩するウォーキングや、中学生･小学生･一般が参加するマラソン大会、 書き初め、とんど、児童が大人やお年寄りの肩もみをするふれあいコーナー、全参加者がかわるがわる協力して行うもちつきなどで、世代間の交流を深めます。

セクションごとのリーダーで実行委員会を組織して連携を強め、個々の企画を一体化させて 幅広い世代が楽しめるイベントを目指しています。『つながろう！福田』を合言葉に、地域の子ども･大人･お年寄りの絆を深めていきたいと考えています。

【雄神学区の取り組み事例】
「老人ホームの入所者も活動の担い手です」

老人ホームの入所者と職員が、週に４日小学校の子どもたちの下校時間に通学路に立つ見守り活動を実施しています。

「地域のパトロール隊が高齢になり人が少なく困っている」という学区町内会の課題を会陽の里が受けとめて、地域に支えられてばかりの施設が、地域のために役に立てるならと始まった取組です。

通学路で出会う子どもたちとのハイタッチや住民の方々との関わりの中で、「自分も人の役に立てる」という入所者の方の自信と生きがいにつながり、社会参加ができることへの喜びと誇りを膨らませているとのことです。

「老人ホームの入所者」も地域住民であり、地域資源であり、協働のパートナーとなりうることを教えてくれる取組です。

（５）見直しや改善のために

町内会は何をしているのかわからないという声もよくあります。

活動内容は「今までこうしてきたから今年も・・・」「この町内会ではこういうものだからそれに従うしかない」ということではなく、時には何のための活動なのかをあらためて話し合ってみることも必要かもしれません。

その結果、改善を加えながら継続していく活動もあれば、一旦休止する活動もあるでしょう。町内会として力を入れる活動や必須と考えられる活動だけを行う方法もあるかと思います。活動に参加してくれた住民にアンケートをしてみる方法もあります。

町内会活動は地域を良くする為の活動ですから、地域の人みんなで考えてみましょう。

【城東台学区の取り組み事例】

「アンケートは地域づくりの大事なツール」

今後の高齢化を見据えて、２０１８年に連合町内会とＮＰＯ法人 城東台みんなの互助会の共催で、学区の高校生以上の全住民を対象に「これからも住みやすい地域づくり」に関するアンケート調査を実施し、８割の回答を得ました。重要度と満足度の分析から重点改善領域に挙がったのは①防災・防犯、②買い物・通院などの移動支援、③高齢者の見守りや声掛けの３項目でした。

そこで、①と③は日常と非日常の表裏と捉え、連合町内会主導で２０１９年度に「ご近助」での支え合いに向けてのアンケート調査を行い、今後、日常のつながりづくりと災害時の個別支援計画策定を目指しています。

一方、②は生活交通の事業化に向けＮＰＯ主導で関係者との協議を行った上で、各町内会が利用に関するアンケート調査を実施しました。結果を踏まえ、２０２０年５月には試験運行を行い、「上道スマイルタクシー（ぐるりん）として２０２１年より本格運用が開始されました。

心掛けているのは、ニーズや課題を広く共有し、住民に経過を丁寧に伝えることです。

◆「ご近助」アンケートより
（普段の生活編）

◆住みやすい地域づくりアンケートより

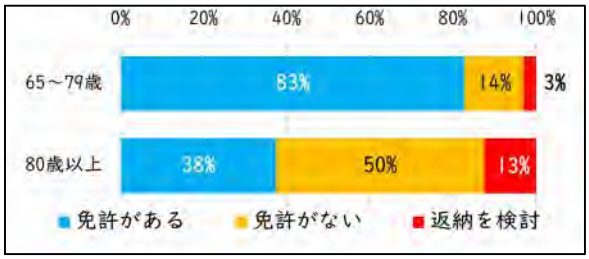

◆生活交通アンケートより
（運転免許の有無）

（6）町内会を結成するために

町内会を結成するには、3つのケースが考えられます。

①町内会が存在しない区域で新規に結成する。

この場合、結成する町内会の区域内の住民の同意を得ることが必要です。

②既存の町内会から分離して新しく結成する。

この場合、既存の町内会の区域も変更が必要になったり、既存の町内会の今後の活動に影響があることも考えられることから、既存の町内会と地域での同意が必要です。

③既存の複数の町内会が合併して新たな町内会を結成する。

この場合、合併するそれぞれの町内会で住民の同意を得るようにしましょう。

一般的な町内会・自治会を結成するときの流れ（例）

１．町内会・自治会の設立準備会を設ける。

↓

２．町内会・自治会の区域を決める。
（既存の町内会と重複しないように範囲を決めましょう）

↓

３．設立趣意書等を作成して配布する。
（設立の目的や目指すもの等を記載し、「設立準備会」や「発起人一同」等の名前で発行する。）

↓

４．住民の同意を得る。

↓

５．規約（案）や事業計画（案）、予算（案）を作成する。

↓

６．設立総会の準備をする。
（加入申込書が集まったら会員名簿を作成し、総会の開催場所を確保して、設立総会の案内を配布する。）

↓

７．設立総会を開催する。
（議事録を作成する（議長１名・議事録署名人２名以上））

↓

８．市から町内会名簿新規掲載申出書（様式第１号）を受け取り、必要事項を記載する。

↓

９．市へ町内会名簿新規掲載申出書を提出する。

※　岡山市町内会名簿へ掲載されることで、市からの配布物や各種の協力依頼等が届くようになり、自治振興報償金の対象にもなってきます。

※　岡山市町内会名簿へ掲載後の内容変更は、市民協働企画総務課と各区役所総務・地域振興課まで連絡ください。（様式第２号）

様式第1号

年　月　日

岡山市長様

岡山市町内会名簿新規掲載申出書

個人情報の取扱について同意し、次のとおり町内会名簿への掲載を申出いたします。

1 組織名			小学校区
2 代表者	ふりがな 氏名 （署名又は記名・押印）		□署名　どちらかに☑ □記名押印
	住所	〒 岡山市	
	電話番号	（　　）	
3 結成年等	結成年	年　月　日　法人化　有・無	
4 組（班）数と回覧部数及び加入世帯数	組（班）　回覧部数　部　加入世帯数		
5 広報紙(*)の配送(1)か(2)に○をつけてください (1) 代表者へ配送 (2) 代表者以外へ配送 → 別途、広報広聴課または区役所総務・地域振興課までご連絡ください。（☎086-803-1000）			配布部数　部
6 新規掲載前の状況（1か2に○をつけ、2の場合に掲載していた町内会名をご記入ください） (1) 掲載していなかった (2) 他の町内会名で掲載していた → 他の町内会名			
7 集会所の有無等（町内会が所有または管理しているもの） 有・無　集会所名			
○をつけた方の場合は右記にご記入ください	所在地		
	建築面積	㎡	建築年数　年

当学区（地区）内に上記町内会が結成されることについて，承知しました。

関係町内会	年 月　日	町内会名	代表者名（署名又は記名・押印）
学区(地区)連合町内会	年 月　日	学区(地区)名	代表者名（署名又は記名・押印）

*この申出書内の広報紙とは，市民のひろばおかやま を指します。
*役員名簿・規約・区域図・設立総会議事録等の地域住民の同意がわかるものを添付してください。
*個人情報の取扱については，裏面をご覧ください。

様式第2号

年　月　日

岡山市長様

学区（地区）名

町内会名

町内会代表者異動届

（変更のある項目のみご記入ください）

個人情報の取扱について同意し、次のとおり町内会代表者の異動を届出いたします。

旧代表者	氏名 （署名又は記名・押印）	□署名　どちらかに☑ □記名押印 ※旧代表者が死亡の場合は，戸籍謄本または住民票の写しを提出してください。署名又は押印の省略可
新代表者	ふりがな	
	氏名 （署名又は記名・押印）	□署名　どちらかに☑ □記名押印
	住所	〒 岡山市
	電話番号	（　　）
	就任日	年　月　日

1．上記の異動に伴って、自主防災組織の代表者も変更します。（変更する場合は☑）

	変更前	変更後
組(班)数	組(班)	組(班)
回覧部数	部 ※町内で回覧するために必要な部数をご記入ください。	部
加入世帯数	世帯	世帯
広報紙(*)配布部数	部	部

広報紙の配送(1)か(2)に○をつけてください（届出日から一定期間は，広報紙等が代表者に届く場合があります）。
(1) 新代表者へ配送
(2) 新代表者以外へ配送 → 配送先に変更がある場合は，別途，広報広聴課または区役所総務・地域振興課までご連絡ください。（☎086-803-1000）

法人化の有無	無 有 → 有の場合，地方自治法に定められた「市町村現況調査」をご提出ください。様式は岡山市HPからダウンロードできます。 https://www.city.okayama.jp/soresh/1/0000016098.html

*この届出，市民協働企画総務課または区役所総務・地域振興課にご提出ください。
*この届出書内の広報紙とは，「市民のひろばおかやま を指します。
*個人情報の取扱については，裏面をご覧ください。

（7）認可地縁団体について

以前の町内会や自治会等の「地縁による団体」は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、町内会や自治会が所有する土地や建物を、町内会等の名義で不動産登記を行うことができず、代表者個人または複数の住民の共有名義となっており、相続などの名義変更に多大な労力がかかっていました。この問題を解決するため、平成３年に地方自治法の一部が改正され、一定条件を満たした町内会や自治会が法人格を取得することで、町内会等の名義で不動産登記を行うことができるようになりました。この法人格を取得した町内会や自治会を「認可地縁団体」と言います。

制度創設時の趣旨から、町内会や自治会が法人格を取得するためには、不動産等の保有を前提としていましたが、町内会や自治会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていることを踏まえ、令和３年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。

認可の要件

・地縁による団体の存する区域で地域的な共同活動（環境整備、集会施設の維持管理、回覧板などによる住民相互の連絡など）を行うことを目的としており、すでにその活動を行っていると認められること。
・地縁による団体の区域が、客観的に明らかなものとして定められていること。
・地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
・規約を定めていること。（一定の基準があります）

認可までの流れ

事前相談　　認可地縁団体の申請を行う予定がある場合は、認可に必要な書類作成や規約改正が必要になるため 事前に各区役所総務・地域振興課へ相談をして下さい。（特に規約や区域については、認可できない内容の場合、総会のやり直しが発生する場合がありますので、注意が必要です）

↓

総会を開催する　　総会で、認可地縁団体の申請を行うこと及び規約改正等の必要事項の議決を行ってください。

↓

認可申請　　認可申請書に必要書類を添付して市へ申請してください。

（1）認可申請書　（2）規約　（3）総会の議事録　（4）構成員名簿
（5）事業活動報告書・決算報告書・事業計画書・予算書・沿革・区域図

（6）代表者の就任承諾書

提出先は、各区役所総務・地域振興課です。

↓

認可・告示　　申請により、内容や要件の審査を行い問題なければ認可地縁団体として認可し、告示されます。

・町内会名義で資産の登記ができるようになります。
（岡山市発行の認可地縁団体証明書を添付して、法務局で手続きを行う）

・資産の登記だけでなく、規約に定める範囲内で独立した取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

・法人市県民税の課税対象となります。通常の町内会活動のみで、収益事業を行っていない場合は減免措置があるので、税の窓口へ届出や申請が必要となります。

・団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の住所・氏名等、告示事項に変更が発生した場合は届出が必要になります。

・規約変更の場合は、総会での承認の後に、市長の認可が必要です。総会での承認の前に、変更内容について、各区役所総務・地域振興課にご相談下さい。

なお、岡山市ホームページ内「認可地縁団体について」に下記書類を掲載しています。
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016098.html

・認可地縁団体設立及び運営の手引き

・申請書類の様式　等

(8) 個人情報保護について

平成２７年９月に改正個人情報保護法が成立し、平成２９年５月３０日に全面施行されました。改正後は町内会・自治会等の非営利組織にも個人情報保護法が適用されます。

個人情報保護法の基本的なルールを紹介します。

＜参照＞

総務省の個人情報保護法に関する資料

⇒ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

個人情報保護委員会作成「自治会・同窓会向け　会員名簿を作るときの注意事項
（個人情報保護法の改正に伴う対応について）」

①個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
個人情報を集める前 **利用の目的の特定** 個人情報の利用目的をあらかじめはっきりさせる。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」等と利用目的をはっきりさせておく必要があります。
本人から個人情報を集めるとき **利用目的の通知・公表** 本人から書面で個人情報を集める場合には、本人に対して利用目的をはっきりとお伝えする。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
個人情報を保管しているとき **安全管理措置** 集めた個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じる。 **保有する個人情報の訂正等** 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人がわかるようにし、請求があれば訂正する。	町内会事務局等において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。 個人情報を集める際に配布する用紙に、訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

②個人情報を第三者に提供するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
本人の同意の取得 第三者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。 １．法令に基づく場合 ２．人の生命、財産を守る場合 ３．委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。 また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 １．警察からの照会 ２．災害発生時の安否確認 ３．会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
提供に関する記録義務 提供先等を記録し一定期間保管する	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
委託先の監督 個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

－個人情報保護法に関するQ&A－

Q.個人情報とは？

A.生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、町内会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q.すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいか？

A.会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱い、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q.新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいか？

A.以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われますので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q.会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合どうすればよいか？

A.名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

●個人情報保護法に関するご質問や疑問点、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情等の相談

個人情報保護法相談ダイヤル　０３－６４５７－９８４９

受付時間土日祝日及び年末年始を除く９：３０～１７：３０

３　資料

（１）会則・規約（例）

この会則見本は一例です。会員のみなさんで話し合い、町内会の状況、活動内容に応じてお作りください。なお、地方自治法第２６０条の２の地縁による団体の認可申請をしようとする場合には、同法の規定に従った内容とする必要があります。

○○町内会会則

第１章　総則

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○町内会（以下「本会」という。）と称し、事務所を○○に置く。

（会員）

第２条　本会の会員は、岡山市○○区○○町（○○番地から○○番地まで）の区域に住所を有するものとし、会の入会及び脱会は妨げないものとする。

（目的）

第３条　本会は、会員相互の親睦を図るとともに、住みよい地域づくりと住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　会員相互の親睦に関すること

（２）　回覧板などの回付等区域内の住民相互の連絡に関すること

（３）　地域美化、ごみ減量、リサイクル等環境保全に関すること

（４）　集会施設の維持管理及び運営に関すること

（○）　○○○○○○○○○

（○）　○○○○○○○○○

（○）　その他本会の目的達成に必要と認められること

第２章　役員

（役員の種別）

第５条　本会に、次の役員を置く。

（１）　会長　　１人

（２）　副会長　○人

（○）　○○　　○人

（○）　会計　　○人

（○）　監事　　○人

２　前項の役員は総会において選出する。

（役員の職務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

○　○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

○　会計は、会の会計事務を処理する。

○　監事は、次の職務を行う。

（１）　本会の会計事務を監査すること。

（２）　会計事務について不整の事実を発見したときに総会に報告すること。
また、これを報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）
第７条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３章　総会
（総会の種別）
第８条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
２　定期総会は、毎年〇月に開催する。
３　臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の〇分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は、第６条第〇項第２号の規定により監事から開催の請求があったとき開催する。
（総会の招集）
第９条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第３項の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を開かなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに通知しなければならない。
（総会の審議）
第１０条　総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
（１）　事業計画、事業報告に関すること
（２）　予算、決算に関すること
（３）　役員の選任、解任に関すること
（４）　会則等の改正に関すること
（〇）　・・・・・・・・・・・・
（〇）　・・・・・・・・・・・・
（〇）　その他の重要事項に関すること
（総会の定足数）
第１１条　総会は会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。
（総会の議決）
第１２条　総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
（総会の議事録）
第１３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員も含む）
（３）　開催目的、審議事項及び議決事項
（４）　議事の経過の概要及びその結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人〇人以上が署名又は記名・押印をしなければらない。

第４章　役員会
（役員会の構成）
第１４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
（役員会の招集）
第１５条　役員会は、必要に応じ会長が招集する。

（役員会の権能）
第１６条　役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
（１）　総会に付すべき事項
（２）　総会において議決した事項の執行に関する事項
（○）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（○）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第５章　会計
（経費）
第１７条　本会の経費は、会費、活動に伴う収入及びその他の収入をもってこれにあてる。
（会費）
第１８条　会費は、年額○円（月額○円）として本会が指定する方法により納入するものとする。
（事業年度及び会計年度）
第１９条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年△月△日に終わる。
（会計監査）
第２０条　会計の監査は随時これをすることができる。
（会計報告）
第２１条　本会の会計報告は、収支計算書を作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。

第６章　規約の変更及び解散
（規約の変更）
第２２条　この規約は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得なければ、変更することはできない。
（解散）
第２３条　本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の○分の○以上の同意を得なければならない。

第７章　雑則
（備え付け帳簿の整備）
第２４条　本会の事務所には、規約、議事録その他必要な帳簿を整備しなければならない。
（委任）
第２５条　この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て○○が別に定める。

附則
この規約は、○年○月○日から施行する。

（2）事業計画と事業報告（例）

令和　　年度　〇〇町内会事業計画(報告)（例）

実施月	実施事業	備考
4 月	定期総会	■年度事業報告と決算報告
5 月	地域一斉清掃	
6 月	役員会	夏祭り、盆踊り、敬老会について
7 月	夏祭り	
8 月	盆踊り	
9 月	敬老会	
10 月	役員会	自主防災訓練、親睦旅行について
11 月	自主防災訓練 親睦旅行	 詳細は後日配布
12 月		
1 月		
2 月		
3 月	役員会 会計監査	今年度の事業報告と決算報告 次年度の事業計画と予算 その他運営について
不定期もしくは 通年	ゴミステーション管理 登下校見守り活動 防犯灯の維持管理 各種連絡物の配布	当番の持ち回り 毎月第１火曜 随時 随時

（3）予算書及び決算書（例）

令和　　年度　〇〇町内会予算書

収入の部　　(単位：円)

項目	前年予算額	今年度予算	比較増減	摘要
町内会費				◆世帯×●円
報償金				
事業収入				
雑収入				
合計				

支出の部　　(単位：円)

費目	細目	前年予算額	今年度予算額	比較増減	摘要
総務費	会議費				
	事務費				
	修繕費				
	光熱水費				
	負担金				
	旅費（交通費）				
	備品費				
	雑費				
事業費	親睦・交流費				
	環境保全費				
	地域福祉事業費				
	防災活動費				
	広報費				
予備費	予備費				
合計					

細目間の流用は認めるものとする

令和　　年度　〇〇町内会決算書（例）

収入の部　　(単位：円)

項目	当初予算額	決算額	比較増減	摘要
町内会費				◆世帯×●円
報償金				
事業収入				
雑収入				
合計				

支出の部　　(単位：円)

費目		予算額	決算額	比較増減	摘要
総務費	会議費				
	事務費				
	修繕費				
	光熱水費				
	負担金				
	旅費（交通費）				
	備品費				
	雑費				
事業費	親睦・交流費				
	環境保全費				
	地域福祉事業費				
	防災活動費				
	広報費				
予備費					
合計					

差引残高＝◆◆◆円（繰越金）

以上のとおり令和　　年度の決算を報告します。

令和　　年　　月　　日　　会計　氏　　名　　(署名又は記名・押印)

令和　　年度●●町内会の収支を監査した結果、適正であったことを報告します。

令和　　年　　月　　日　　監事　氏　　名　　(署名又は記名・押印)

監事　氏　　名　　(署名又は記名・押印)

（4）名簿（例）

●●町内会　会員名簿

班	氏名	住所	連絡先

●●町内会　役員名簿

役職	氏名	所属班	連絡先
会長			
副会長			
副会長			
会計			
監事			
監事			
●●部長			
●●部長			
●●部長			

（5）総会議事録（例）

○○○町内会総会議事録

1　日　　時　　令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時

2　場　　所　　岡山市
　　○○○町内会集会所会議室

3　出 席 者　　町内会員　　名中　　名（委任状出席者　　名）

定刻にいたり、規約第　　条の規定により　　が議長となり、規約第　　条に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員２名を選出して議事に入った。

会　員

会　員

4　議　　案

（1）　◆年度の事業報告（案）について
（2）　◆年度の収支決算報告（案）について
（3）　役員の改選について
（4）　○年度の事業計画（案）及び予算（案）について
（5）　その他

5　議　　事
（1）　◆年度の事業報告（案）について

（2）　◆年度の収支決算報告（案）について

（3）　役員の改選について

（4）　○年度の事業計画（案）及び予算（案）について

（5） その他

令和　　年　　月　　日

議　長　　岡山市　　(署名又は記名・押印)

議事録署名人　　岡山市　　(署名又は記名・押印)

議事録署名人　　岡山市　　(署名又は記名・押印)

（6）設立趣意書（例）

●●年　　月　　日

●◎町内会設立趣意書

＿＿＿＿＿＿＿＿様

●◎地域にお住いの皆様におかれましては、平穏で充実した日々を送られていることと思います。

その一方で、この地域でも不法駐車や不審者の出没など、地域内の様々な問題も発生していることも事実であることから、住民の親睦を深め、この地域をよりよく住みやすい環境にするためにも「町内会を結成したらどうか」という声も増えてきました。

特に災害時には、近隣の共助が大変重要になります。また、個人では解決できない問題も町内会で取組み、行政への申し入れ等もできるようになると考えられます。

今回、町内会設立のための有志が集まり、準備会が発足しました。その中で、活動内容や運営方法などについて検討を重ねた結果、添付のとおりの会則（案）ができましたので、皆様にご覧いただくとともにご意見をいただきたいと考えております。

今後は、町内会設立総会の開催へ向けて準備を進めてまいりたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●◎町内会設立準備会
代表　＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿

４　町内会もしくは市民活動が対象となる支援事業（令和５年４月時点）

(町内会が対象とならないものもあります)

― 目　　次 ―

＜町内会・連合町内会への支援＞
自治振興報償金　P36
コミュニティ活動推進備品助成事業　P37
町内会集会所新築等助成事業　P38
学区・地区連合町内会補助金　P39
岡山市電子町内会　P40

＜地域活動、市民活動への支援＞
市民協働推進事業補助金　P41
ESD・市民協働推進センター　P42
市民活動支援金　P42
岡山市区づくり推進事業【地域交流部門】【地域活動部門】　P43
安全・安心ネットワーク活動支援補助金　P44
安全・安心見守り・声かけ推進事業　P44
市民活動保険　P45
岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金　P46
人権啓発活動補助金　P46
市民協働事業（市民企画事業）　P47
学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト　P48
地域活力創出事業補助金　P49
地域の未来づくり推進事業補助金　P50

＜防災、防犯・交通安全への支援＞
自主防災組織等育成事業　P51
災害時自主防災活動中の事故等への補償　P52
岡山市連合防火委員会　P53
岡山市少年女性防火委員会　P53
防犯灯設置費用補助事業　P54
防犯ボランティア支援事業　P55
防犯カメラ設置支援事業　P56
消費生活出前講座　P57
岡山市交通安全母の会連絡協議会　P57
地区・学区交通安全対策協議会　P58
身近な浸水被害（内水）に備える出前講座　P59
防災備蓄土及び土のう袋給付事業　P60

＜ごみ収集・ごみ分別のための支援＞
ごみ収集ステーション等施設整備費補助金　P61
ごみ収集ステーション等管理資材費補助金　P62
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金　P63

からす等防護ネットの貸与 P64
資源回収用物置設置費補助金 P64
資源化物コンテナ収納物置設置費補助金 P65
資源回収推進団体報奨金 P66
美しく快適なまちづくり推進員 P67
環境ごみに関する出前講座 P67

＜生活環境向上のための支援＞
岡山市公園・遊園地等愛護委員会 P68
地域猫活動支援事業 P69
身近な生きものの里事業 P70
環境衛生協議会補助金 P70
岡山市環境パートナーシップ事業（アダプトプログラム部門） P71
空家等適正管理支援事業 P72
空き家対策出前講座 P73
ブロック塀等撤去事業 P73
木造住宅耐震改修等事業 P74

＜福祉活動への支援＞
岡山市地域福祉基金活用事業補助金 P75
老人クラブ育成事業 P76
認知症サポーター養成講座 P76
キャラバン・メイト養成研修 P77
認知症カフェ運営補助金 P77
行方不明高齢者さがしてメール事業 P78
あっ晴れ！もも太郎体操普及・啓発事業 P78
あっ晴れ！もも太郎体操サポーター等人材育成事業 P79
介護予防教室 P79
生活支援サービス体制整備事業 P80

＜こどものための支援＞
おやこクラブ P81
子どもの居場所づくり相談窓口 P81
岡山市子ども会運営助成金 P82
青少年健全育成地域教育懇談会事業補助金 P82
岡山市外遊び体験推進事業補助金 P83

＜文化・国際交流のための支援＞
スポーツ・文化・生涯学習サイト「LIFE おかやま」 P84
通訳・翻訳ボランティア P85
ホームステイ・ホームビジットボランティア P86
文化紹介ボランティア P87

＜ 町内会・連合町内会への支援 ＞

☆自治振興報償金

【目的・趣旨】
　町内会活動の充実や環境の美化等暮らしやすい地域づくりの推進に資するために、町内会に対し、自治振興報償金を支払うもの。

【概要】
　地域住民自治組織の育成を図るために単位町内会に対して支給しているもので、町内会活動を通じて住民の福祉の向上、暮らしやすい地域づくりなどに取り組んでいただくという、いわば自治組織育成・促進費と町内会長を通じてお願いした市としての市民に対する広報的なものの配布依頼(市民のひろばおかやま、各種行事等のお知らせ、案内等)、各種の調査、推薦及び人的協力の依頼等、諸々の役務に対する感謝、お礼の意を込めた町内会への謝礼。

【基準】
470 円×世帯数 （特例として、70 円/世帯を学区・地区連合町内会へ渡している学区もある）

＋

【組織割】	
30 世帯以下	10,300 円
31 世帯以上～100 世帯	10,700 円
101 世帯以上～200 世帯	17,400 円
201 世帯以上～300 世帯	17,900 円
301 世帯以上	18,600 円

【要件等】
市内に結成された単位町内会で、岡山市町内会名簿に登載されているもの

【時期】
１２月～１月にかけて、世帯数調査を兼ねた案内を送付。
３月に、世帯数に応じた金額を届け出た指定口座に振込。

【問い合わせ先】
北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
市民協働企画総務課　電話 086-803-1063

☆コミュニティ活動推進備品助成事業

【目的・趣旨】
　地域住民の交流を促進し、コミュニティの維持発展を図る。

【概要】
　地域行事等に必要な備品の修繕又は購入に対して、費用の一部を助成する。

補助対象備品区分	補助率	補助限度額	下限金額（事業費総額）
(1) 神輿	2分の1	500,000円	100,000円以上
(2) 山車	2分の1	500,000円	100,000円以上
(3) 獅子舞用具	2分の1	500,000円	100,000円以上
(4) 太鼓	2分の1	500,000円	100,000円以上
(5) 物置	2分の1	100,000円	50,000円以上
(6) 屋外掲示板	2分の1	100,000円	50,000円以上
(7) テント	2分の1	100,000円	50,000円以上

【要件等】
岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会又は学区・地区連合町内会

【時期】
１回目の募集期間　６月中旬～６月下旬ごろ
２回目の募集期間　７月中旬～７月下旬ごろ
※１回目の募集で予算を超えれば、２回目の募集は行いません。
また、２回目の募集で予算が残っている場合は随時募集し、受付（先着順）します。

【問い合わせ先】
北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
市民協働企画総務課　電話 086-803-1063

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016197.html

☆町内会集会所新築等助成事業

【目的・趣旨】
住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与する。

【概要】
新築又は増築の場合…実支出額の１／３　上限５００万円。
・既存建物を買い取り集会所として用いる場合も含む
・建築延床面積が３３平方メートル未満の場合は、上限１００万円

修繕の場合…補助率１／３　上限１００万円
・バリアフリー化工事・給排水施設への接続・トイレ新設を含む
・補助対象経費が３０万円以上であること

合併浄化槽の設置

人槽区分	補助金限度額
５人槽以下	３３２，０００円
６人槽	４１４，０００円
７人槽	４１４，０００円
８人槽以上	５４８，０００円

壁掛けエアコンの購入設置・修繕の場合…補助率１／２　上限１０万円
・補助対象経費が５万円以上であること

耐震改修工事の場合…補助率１／３　上限１００万円

【要件等】岡山市内の単位町内会、自治会等

【時期】随時

【問い合わせ先】
北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
市民協働企画総務課　電話 086-803-1063

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016227.html

☆学区・地区連合町内会補助金

【目的・趣旨】
　岡山市内の学区・地区連合町内会の活動を援助するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

【概要】
　世帯割額と均等割額を合算した額を支払う。

世帯割額

９９９世帯以下	１０，０００円
１，０００～１，９９９世帯	１５，０００円
２，０００～２，９９９世帯	２５，０００円
３，０００～４，９９９世帯	３５，０００円
５，０００～６，９９９世帯	４５，０００円
７，０００世帯以上	５５，０００円

均等割額
　当該補助金の当該年度予算総額から、世帯割額総額を除いた額を岡山市内の学区・地区連合町内会の総数で均等に割った額とする。ただし、１００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

【要件等】
岡山市内の学区・地区連合町内会

【時期】
４～６月ごろ

【問い合わせ先】
北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
市民協働企画総務課　電話 086-803-1063

☆岡山市電子町内会

【目的・趣旨】
　インターネットを活用して町内会活動や地域情報の発信を行い、地域住民同士のコミュニケーションの促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

【概要】
希望する町内会に対して、電子町内会システムを無償で提供する。
〇電子町内会で使える機能
ホームページ作成システム(公開サイト・会員サイト)
メール一斉配信システム
〇サポート体制
・運営支援ヘルプデスク　…電話・e-mail によりサポート
・電子町内会推進講習会を町内会ごとに開催(無償)
・電子町内会意見交換会…電子町内会担当役員が集まり、ホームページ作成上の疑問点や工夫についての意見交換を行う。

【要件等】
町内会もしくは連合町内会

【時期】随時

【問い合わせ先】
市民協働企画総務課　TEL：086-803-1063

【HP 掲載】
https://townweb.e-okayamacity.jp

＜ 地域活動、市民活動への支援 ＞

☆市民協働推進事業補助金

【目的・趣旨】
市との協働でより効果的に課題解決が進む事業を公募し助成する。

【概要】
岡山市における社会課題の解決を市民と行政の協働の手法によってすすめます。そのために、協働によってより効果的に課題解決がすすむ事業を公募し、採択した事業の経費の一部を助成し、岡山市と協働で実施します。市の関係課と事前協議の上、協働提案することが必要です。

（１）NPO 提案型：
NPO 法人等市民団体が解決を目指したい社会課題を設定し、その解決のための事業を提案します。（補助金額　補助率 4/5 以内　※上限 200 万円）

（２）行政提案型：
市の担当課から提示した課題について事業を提案します。
（補助金額　補助率 5/5 以内　※上限 200 万円）

【要件等】
岡山市内で活動する 10 名以上で構成する NPO 法人等の市民団体

【時期】募集　１０月～１１月頃

【問い合わせ先】
市民協働企画総務課　市民活動支援室（ESD・市民協働推進センター）
電話　086-803-1062

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016250.html

☆ＥＳＤ・市民協働推進センター

【目的・趣旨】
多様な主体が協働して課題解決をすすめることができるよう、協働のコーディネート等を行う。

【概要】
市役所本庁舎２階市民協働企画総務課内に設置した協働コーディネートセンター。
行政との協働をはじめ、各種協働事業実施についての相談に応じる。
また、課題解決ワークショップや各種講座などを開催している。

【要件等】多様な主体

【時期】随時

【問い合わせ先】
市民協働企画総務課　市民活動支援室「ＥＳＤ・市民協働推進センター」
電話：086-803-1062

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016082.html

☆市民活動支援金

【目的・趣旨】
新型コロナウイルス感染症に関連した地域課題に取り組む市民活動団体に対して、予算の範囲内において、支援金を交付することによりその活動を後押しする。

【概要】
新型コロナウイルス感染症に関連する地域課題に取り組む活動に支援金を交付
・１団体あたり支援上限額１０万円（１団体あたり１活動まで）
・補助率１０／１０以内

【要件等】
「岡山ＥＳＤプロジェクト」の参加団体、または「おかやまＮＰＯ・ボランティアサイトつながる協働ひろば･団体検索サイト」に登録している市民活動団体もしくは1年以上継続して活動している市民活動団体が対象

【時期】４月～１２月

【問い合わせ先】
市民協働企画総務課　市民活動支援室
電話：086-803-1061

☆岡山市区づくり推進事業【地域交流部門】【地域活動部門】

【目的・趣旨】

区民が主体的に企画運営する地域活性化イベント及び地域課題解決の取組を公募し支援する。

【概要】

（１）地域交流部門

区民主体で企画・運営する区の特色を活かした地域交流イベントを募集し、採択した事業の経費の一部を助成します。

①身近な交流部門

・小学校区・地区で実施されるもの

・補助率 1/2 上限 40 万円

②広域交流部門

・２以上の小学校区・地区で実施されるもの

・補助率 1/2 上限 200 万円

（２）地域活動部門

地域住民組織を含む、NPO 法人やボランティア団体等多様な主体の協働を進め、地域課題を解決するための継続的な取組を募集し、採択した事業の経費の一部を助成します。

・補助率 1/2 上限 200 万円

新規事業の立ち上げ年度に限り、補助率 4/5

【要件等】

10 人以上の構成員で組織され、代表者が実施区内に在住し、区内で活動する団体。

【時期】

本年度２期募集　６月　　次年度１期募集　１２月～１月予定

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課　電話　086-803-1656

中区役所総務・地域振興課　電話　086-901-1602

東区役所総務・地域振興課　電話　086-944-5038

南区役所総務・地域振興課　電話　086-902-3502

市民協働企画総務課　市民活動支援室　電話　086-803-1061

(ESD・市民協働推進センター　電話　086-803-1062)

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016255.html

☆安全・安心ネットワーク活動支援補助金

【目的・趣旨】

安全・安心ネットワークに対して、組織強化を図り、その活動を持続的なものとするため、補助金を交付するもの。

【概要】

補助対象経費のうち５万円を上限に交付。

補助金の交付対象となる事業は、安全・安心ネットワークが行う活動で、次に掲げるものとする。

(1) 防犯・交通安全活動　(2) 防災活動
(3) 環境美化活動　(4) 地域福祉活動
(5) 健康づくり活動
(6) その他安全・安心ネットワークが地域力向上のために実施する事業

【要件等】各学区・地区安全・安心ネットワーク

【時期】随時

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
市民協働企画総務課　電話 086-803-1061

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016221.html

☆安全・安心見守り・声かけ推進事業

【目的・趣旨】

地域が行う「あんしんカプセルおかやま」を活用した高齢者等への見守り・声かけ活動への支援

【概要】

（１）事業計画・事業報告の作成支援
（２）運営業務支援
会議の運営支援，事業のノウハウ等の提供，連絡調整・助言・指導
未実施地区での事業説明会
（３）物品等の提供
あんしんカプセルおかやま，あんしんカード等

【要件等】　各小学校区・地区の安全・安心ネットワーク

【問い合わせ先】

市民協働企画総務課　市民活動支援室　電話 086-803-1061

☆市民活動保険

【目的・趣旨】
市民活動中の活動者等の事故について傷害保険、賠償保険制度で支援する。

【概要】
傷害保険　入院１日 3,000 円　通院１日 2,000 円
　　死亡 300 万円　後遺障害９万円～300 万円
賠償保険　身体賠償　１名につき１億円１事故２億円まで
　　財物賠償　１事故１億円まで
　　※免責金額（自己負担額）5,000 円

【要件等】
市民により自主的に組織され、岡山市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う市民活動団体等に属し、活動を行う方（ボランティア活動などを行う団体の指導者・スタッフ、または、清掃活動等の奉仕性のある活動を直接的に実践する参加者）。賠償責任については団体自体も対象。（市民活動団体であっても対象とならない事業がありますので詳細はお尋ねください。）

【時期】
事前申込不要
※ただし、事故発生日を含めて３０日以内の書類提出が必要です。

【問い合わせ先】
市民協働企画総務課　市民活動支援室　　電話　086-803-1061

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016090.html

☆岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金

【目的・趣旨】
環境、国際理解、防災、福祉、地域活性化など、様々な分野におけるＥＳＤ活動を支援し、活動の充実・拡大を図る。

【概要】
(1)　新たに岡山ＥＳＤプロジェクトに登録する団体または令和２年４月１日以降に登録した団体で、これまでに本助成金の交付を受けた回数が２回以内の団体
助成金額：上限１５万円　補助率：対象となる事業経費の５／５以内
(2)　岡山ＥＳＤプロジェクトへの登録が令和２年３月３１日以前の団体で、これまで本助成金の交付を受けた回数が２回以内の団体
助成金額：上限１０万円　補助率：対象となる事業経費の４／５以内
(3)　本助成金を３回以上受けた団体
助成金額：上限５万円　補助率：対象となる事業経費の４／５以内

【要件等】
岡山ＥＳＤプロジェクト参加団体又は新たに登録する団体（ただし、国・県・市及びそれぞれの外郭団体は除く）が実施するＥＳＤ事業

【時期】４月

【問い合わせ先】
岡山 ESD 推進協議会事務局（岡山市 SDGs・ESD 推進課内）　電話 086-803-1351

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000047347.html

☆人権啓発活動補助金

【目的・趣旨】
人権意識の高揚を目的とした団体が行う事業を公募し助成する。

【概要】
活動に要した費用の２分の１の範囲内で、１００万円を上限とします。

【要件等】
自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動に該当し、かつ広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする全市的な講演会又は集会の開催等

【時期】前期募集４～５月　　後期募集　９月
【問い合わせ先】
人権推進課　　電話 086-803-1070
【HP 掲載】https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003141.html

☆市民協働事業（市民企画事業）

【目的・趣旨】
市との協働でより効果的に女性が輝くまちづくりの推進及び男女共同参画社会の形成が促進する事業を公募し、基準で定められた経費を市が負担。

【概要】
市民と行政の協働により、より効果的に女性が輝くまちづくりの推進及び男女共同参画社会の形成を促進する事業を公募し、審査会において採択された事業の経費の全部又は一部を市が負担します。募集期間内に「さんかく岡山」へ企画提案をしていただく必要があります。事前相談可。

【要件等】
「さんかく岡山」の登録団体又は女性が輝くまちづくりの推進及び男女共同参画に理解のある市内市民団体・グループ

【時期】前期：２～３月　　後期：７～８月

【問い合わせ先】
男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」　電話 086-803-3355

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000035100.html

☆学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト

【目的・趣旨】
大学生等からのアイデアの提案・実践による地域課題の解決や、起業へのチャレンジの支援を通じて、人材育成と若者の地域定着を目指す。

【概要】
大学生等のグループが地域課題の解決や起業等に向けて、地域（町内会等）や地元企業等と協働して取り組む活動に対する費用を補助する。
（１）補助金額（補助率 10/10 以内）（予定）
〇学生ソログループ部門：1 団体あたり上限 30 万円
〇学生ジョイントグループ部門：1 団体あたり上限 30 万円

【要件等】
市内の大学、短期大学、専門学校並びに岡山市と包括連携協定を締結している市外の大学、短期大学の学生で構成されているグループ
〇学生ソログループ部門：単一の大学等の学生で構成されている団体
〇学生ジョイントグループ部門：複数の大学等の学生で構成されている団体

【時期】募集：４月～６月（予定）

【問い合わせ先】
政策企画課　　電話:086-803-1043

☆地域活力創出事業補助金

【目的・趣旨】
中山間・周辺地域を対象に、地域の産品等の地域資源を活用した、地域の「稼ぐ力」の向上や「地域活力の創出」に資する活動を支援する。

【概要】
① 地域の産品等の地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創出を目指す事業
例：朝市やコミュニティカフェなどの事業の試行的な実施

② ①の既存事業を促進（ブラッシュアップ）する事業
例：既に立ち上げた古民家レストランなどで、新商品の開発や農産物の販売開始など、新しい事業や取組の拡大

【要件等】
○補助対象とする団体
構成員が２人以上の団体（規約・会則等が必要）

補助期間	補助決定日～翌年３月末まで
補助上限額	45 万円
補助率	10/10 以下

【時期】
申請受付期間：５月下旬～９月下旬
※申請にあたっては事前相談が必要です。

【問い合わせ先】
事業政策課　TEL：086-803-1042

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000037115.html

☆地域の未来づくり推進事業補助金

【目的・趣旨】

中山間・周辺地域において、地域住民をはじめ、ＮＰＯ法人、株式会社等多様な主体が持続可能な地域づくりを目指し、コミュニティビジネスの創出など、様々な地域課題の解決に取り組むための活動を支援する。

【概要】

下記の補助対象事業などをまとめた「地域の未来づくり計画」を作成して、認定を受ける必要あり

①地域活力の創出　　例：地域産品等の地域資源活用、地域産業や商業の維持等

②生活機能・サービスの維持　　例：地域における支えあいの仕組みづくりや生活支援サービスの維持等

③人口対策の活動（条件あり）　例：①又は②の効果を促進する交流人口の増加、定住促進事業等

【要件等】

〇補助対象とする団体

■地域密着型団体

特定の地域の住民、そこで活動する地域住民主体の各種団体、ＮＰＯ法人、株式会社等の法人格を有する団体が組織化した団体（対象地域内において、原則として、概ね小学区単位で組織化した１０人以上の団体）

■テーマ型団体

特定の地域に限らず活動する、地域密着型団体以外のＮＰＯ法人、株式会社等の法人格を有する団体

補助期間	地域密着型団体３～５年/テーマ型団体３年		
補助上限額	法人格無し	ソフト　500 万円	ハード　500 万円
	法人格有り	ソフト 1,000 万円	ハード 1,500 万円
補助率	地域密着型団体	ソフト　4/5 以下	ハード　4/5 以下
	テーマ型団体	ソフト　2/3 以下	ハード　2/3 以下

【時期】

事前確認期間：４月上旬～６月下旬
　　１０月上旬～１２月下旬

申請受付期間：７月下旬～８月上旬
　　１月下旬～２月上旬

※申請にあたっては、申請受付期間の前までに事前確認が必要です。確認後の受付になりますので事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

事業政策課　TEL：086-803-1042

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000037105.html

＜ 防災、防犯・交通安全への支援 ＞

☆自主防災組織等育成事業

【目的・趣旨】

市民の防災意識を高め、災害に備えて身近な地域で共に助け合う「共助」を推進するため、自主防災組織の育成強化を図る。

【概要】

（１）助成金（自主防災組織の結成の届出をしていることが必要）

①避難活動準備助成金

対　象：自主防災組織（単位町内会）

助成額：【新規結成】「10 万円+（世帯数×500 円）」上限

【既存団体】「世帯数×500 円」上限

②学区(地区)連絡調整助成金

対　象：連合町内会が結成する防災組織

助成額：上限 30 万円

③活動運営費助成金

対　象：自主防災組織（単位町内会）、連合町内会が結成する防災組織

助成額：防災訓練または防災学習会の開催を条件として　上限 5 万円/年

個別避難計画を作成した場合は、1 件につき 3 千円を加算（単位町内会のみ）

④地域防災マップ作成助成金

対　象：自主防災組織（単位町内会）、連合町内会が結成する防災組織

助成額：上限 3 万円/3 年に１回

※①②については、令和４年度までに未申請の町内会、連合町内会が対象となります。

④については、令和３年度以降に未申請の町内会、連合町内会が対象となります。

（２）その他の事業

①個別避難計画作成についての説明会

対　象：単位町内会、連合町内会

内　容：避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成方法などについての研修などを行う。

②防災士養成講座

対　象：連合町内会が推薦する町内会役員ほか

内　容：「防災士」資格取得を通じて、地域の防災リーダーを養成

【問い合わせ先】

危機管理室　　電話 086-803-1082

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000011907.html

☆災害時自主防災活動中の事故等への補償

【目的・趣旨】
自主防災組織による災害時の活動中の事故への補償を行い、自主防災組織の活動の活性化を図ることを目的とする。

【概要】
補償保険　入院：日数に応じ１万円～15 万円
　　通院：日数に応じ５千円～６万円
　　死亡 500 万円　後遺障害 20 万円～500 万円

【要件等】
岡山市に結成届を提出している自主防災組織（※）に属し、防災活動を行う方
※「岡山市町内会名簿」に掲載されている単位町内会または連合町内会を単位として結成された地域の防災組織
岡山市が、自主防災組織に対して予め依頼している災害時の以下の活動
・避難支援、避難誘導　・安否確認　・初期消火活動
・負傷者の救出、救護　・情報の収集、伝達　・避難所開設準備・開設支援
・配食、給水活動、炊き出し

【時期】
事前申込不要
※ただし、事故が発生した場合、自主防災組織の名簿等必要書類を揃えて、速やかに市にご報告ください。

【問い合わせ先】
危機管理室　電話 086-803-1082

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000048366.html

☆岡山市連合防火委員会

【目的・趣旨】
学（地）区防火委員会相互の連絡を図り、岡山市における火災防止対策を強力に推進することとともに、救急救護の啓発普及を図り市民生活の安定向上を期するため支援する。

【概要】補助金の交付　　補助率５０/１００　限度額３０万円

【要件等】
学区(地区)防火委員会の代表者及び岡山市連合婦人会の会長、副会長

【時期】随時

【問い合わせ先】
消防局　予防課　電話 086-234-1199

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000010164.html

☆岡山市少年女性防火委員会

【目的・趣旨】
幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブの運営指導について研究し、助言し、クラブの健全な育成発展と組織の拡大強化を推進することによって、市民の防火思想の高揚及び家庭を中心とした地域社会全般にわたる防火防災体制と救急救護体制の一層の充実に資するため支援する。

【概要】
補助金の交付
幼年消防ｸﾗﾌﾞ（結成時のみ）　補助率　５０/１００　限度額２万円
少年消防ｸﾗﾌﾞ、女性防火ｸﾗﾌﾞ　補助率１００/１００　限度額５千円
研修会・講習会等を開催

【要件等】
市民により自主的に組織され、岡山市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う市民活動団体等

【時期】随時

【問い合わせ先】
消防局 予防課　電話 086-234-1199

【HP 掲載】　https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000010164.html

☆防犯灯設置費用補助事業

【目的・趣旨】
犯罪や交通事故の起きにくい環境整備を推進する

【概要】
町内会が新たに防犯灯を設置又は取り替える場合に、取付け費用の一部を補助

【要件等】
新たに防犯灯を設置又は取り替える町内会で岡山市町内会名簿に登載されている団体

【時期】
- 新設の場合　毎年１月３１日まで
- 取替の場合　毎年３月３１日まで（ただし３月３１日までに事業が完了すること）

【問い合わせ先】
北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
御津支所　電話 086-724-1114　　建部支所　電話 086-722-1113
瀬戸支所　電話 086-952-1115　　灘崎支所　電話 086-363-5203

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016711.html

☆防犯ボランティア支援事業

【目的・趣旨】
防犯ボランティアの活性化及び地域の防犯意識の向上

【概要】
地域における自主防犯活動についてのアドバイスや出前講座など

【要件等】
防犯ボランティア団体等

【時期】通年

【問い合わせ先】
生活安全課　交通安全防犯室　　電話 086-803-1106

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016718.html

☆防犯カメラ設置支援事業

【目的・趣旨】
　地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援する

【概要】
　防犯カメラの購入（賃借を含む）及び設置工事費に要する経費のうち、３分の２以内を補助する。補助金額の上限は１台につき２０万円で、台数の上限は１団体につき３台。

【要件等】
　新たに防犯カメラを設置又は取り替える町内会等・自治会・商店街組合その他地域的な共同活動を行う団体

【時期】
　４月～９月末（予定）

【問い合わせ先】
　北区役所総務・地域振興課　　電話 086-803-1656
　中区役所総務・地域振興課　　電話 086-901-1602
　東区役所総務・地域振興課　　電話 086-944-5038
　南区役所総務・地域振興課　　電話 086-902-3502

【HP 掲載】
　https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021152.html

☆消費生活出前講座

【目的・趣旨】
消費者被害の未然防止及び消費者問題に関する知識や対処法を身につけた消費者の育成を目的とする。

【概要】
悪質商法等に関する情報や、消費者被害を未然に防止するポイントなどについての出前講座の実施。
テーマ：悪質商法、トラブルの多い事例、エシカル消費、食品・洗濯表示、製品安全、特殊詐欺、定期購入、クーリングオフ、成年年齢引き下げなど
内　容：悪質商法の手口紹介、再現ドラマＤＶＤ、契約クイズ、心理チェック、断り方の練習、受講者参加のロールプレイングなど

【要件等】
市内を拠点に活動する５人以上のグループ・団体

【時期】通年

【問い合わせ先】
生活安全課　消費生活センター　電話 086-803-1105

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000041856.html

☆岡山市交通安全母の会連絡協議会

【目的・趣旨】
市内の各交通安全母の会の連携を図り、交通安全対策について研究協議することにより、交通事故のない明るい平和なまちづくりに寄与する

【概要】
団体の活動に対し、助成金を交付
定期的な研修会・勉強会の開催や交通安全啓発グッズなどの物品の配布

【要件等】
地区・学区交通安全母の会

【時期】通年

【問い合わせ先】
生活安全課　交通安全防犯室　　電話 086-803-1106
【HP 掲載】https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016754.html

☆地区・学区交通安全対策協議会

【目的・趣旨】
地区・学区の総合的な交通安全の推進を図る

【概要】
交通安全啓発・交通安全教育等の事業に要する経費に対し助成
交通安全活動に必要な物品の配布

【要件等】
地区・学区交通安全対策協議会

【時期】毎年６月３０日まで

【問い合わせ先】
岡山市交通安全対策協議会　　電話 086-803-1106

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016754.html

☆身近な浸水被害(内水)に備える出前講座

【目的・趣旨】

身近な浸水被害(内水)について、岡山市を取り巻く状況や浸水被害に対する備え、内水ハザードマップの活用方法等を知っていただき、浸水被害の低減に役立てていただく。

【概要】

下水道河川局職員２名程度を派遣し、資料・パワーポイント・ＤＶＤ等を利用しながら、①浸水被害への備えについて（内水ハザードマップの活用方法や身近な備えなど)、②浸水被害の状況（写真を見ながら注意点など解説)、③下水道河川局の浸水対策の取組紹介、の主に３項目について説明し質疑応答を行います。（その他、ご要望があればお申し出下さい。）

【要件等】

- 10 名程度以上の町内会単位などでお願いします。
- 会場については町内会側でお願いします。
- 講座に必要なパソコン、プロジェクター、スクリーンなどの資材は準備可能ですので、ご相談ください。

【時期】

通　年（日程調整、事前打ち合わせがありますので、開催希望日の一か月前にはお問い合わせください。）

※出水期前や防災の日付近は申し込みが多く、日程によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課　計画係
ＴＥＬ：　086-803-1499　ＦＡＸ：　086-803-1747
メール：　keikaku@city.okayama.lg.jp

☆防災備蓄土及び土のう袋給付事業

【目的・趣旨】
地域において浸水被害軽減を図る。

【概要】
単位町内会等に対し，備蓄土 2 ㎥及び土のう袋 200 枚を給付する。

【要件等】
備蓄土等の給付を受けようとする単位町内会等の代表者は，市へ備蓄土及び土のう袋の給付申請を行う。
備蓄土等の保管場所は，単位町内会等が確保する。
単位町内会等は，給付を受けた備蓄土等を安全に維持・管理する。

【時期】随時

【問い合わせ先】
北区役所総務・地域振興課　電話 086-803-1657
中区役所総務・地域振興課　電話 086-901-1642
東区役所総務・地域振興課　電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課　電話 086-902-3502
御津支所　電話 086-724-1111　　建部支所　電話 086-722-1113
瀬戸支所　電話 086-952-1112　　灘崎支所　電話 086-363-5203

【HP 掲載】https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004576.html

＜ ごみ収集・ごみ分別のための支援 ＞

☆ごみ収集ステーション等施設整備費補助金

【目的・趣旨】
自主的にごみステーション（資源化物収集ステーション含む）の整備を行おうとする地域団体に対し、ごみステーション補助金を交付することにより、ごみの収集を確実かつ効率的に行う。

【概要】
補助金の額はステーションの施設整備に要する工事費とし、補助限度額は２０万円（新設する場合、補助限度額は３０万円）

【要件等】町内会等の地域団体

【時期】随時

【問い合わせ先】

環境事業課	電話 086-803-1298		
北区ごみ対策班	電話 086-803-1384	中区ごみ対策班	電話 086-901-1635
東区ごみ対策班	電話 086-944-5009	南区ごみ対策班	電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005262.html

☆ごみ収集ステーション等管理資材費補助金

【目的・趣旨】
自主的にごみステーション（資源化物収集ステーション含む）の管理に必要な資材（看板、清掃用具等）の購入を行おうとする地域団体に対し、補助金を交付することにより、ごみの収集を確実かつ効率的に行う。

【概要】
補助金の額は資材の購入費の２分の１に相当する額とし、補助限度額は３万円

【要件等】
町内会等のごみステーション管理者

【時期】随時

【問い合わせ先】

環境事業課	電話 086-803-1298		
北区ごみ対策班	電話 086-803-1384	中区ごみ対策班	電話 086-901-1635
東区ごみ対策班	電話 086-944-5009	南区ごみ対策班	電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005290.html

☆家庭用生ごみ処理容器購入費補助金

【目的・趣旨】
自主的に生ごみ処理器の購入を行おうとする一般家庭に対し、補助金を交付することにより、家庭から排出される生ごみの再利用を図り、あわせてごみの減量を促進する。

【概要】
（１）電気式生ごみ処理容器（１世帯につき１台まで）
補助金の額は購入費（税込み）の半額とし、補助限度額は３万円
（２）コンポスト容器又はぼかし等の容器（１世帯につき２台まで）
補助金の額は購入費（税込み）の半額とし、補助限度額は３千円

【要件等】
市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。
・市税の滞納がないこと。
・申請者又は同一世帯の方が過去５年以内に市の補助を受けて生ごみ処理容器を購入していないこと。（1 世帯の補助台数に満たない場合を除く。）

【時期】随時

【問い合わせ先】
環境事業課　電話 086-803-1298
北区ごみ対策班　電話 086-803-1384　中区ごみ対策班　電話 086-901-1635
東区ごみ対策班　電話 086-944-5009　南区ごみ対策班　電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005234.html

☆からす等防護ネットの貸与

【目的・趣旨】
からす等によるごみの散乱を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【概要】
大（3 メートル×4 メートル）小（2 メートル×3 メートル）2 種類のネットをごみステーションの状況に合わせて貸与

【要件等】　町内会等のごみステーション管理者

【時期】随時

【問い合わせ先】
環境事業課　電話 086-803-1298
北区ごみ対策班　電話 086-803-1384　中区ごみ対策班　電話 086-901-1635
東区ごみ対策班　電話 086-944-5009　南区ごみ対策班　電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005246.html

☆資源回収用物置設置費補助金

【目的・趣旨】
資源回収団体に対し物置設置費補助金を交付することにより、資源回収団体の活動を推進する。

【概要】
補助金の額は資源回収用物置の施設整備に要する工事費とし、補助限度額は 15 万円

【要件等】資源回収推進団体

【時期】随時

【問い合わせ先】
環境事業課　電話 086-803-1298
北区ごみ対策班　電話 086-803-1384　中区ごみ対策班　電話 086-901-1635
東区ごみ対策班　電話 086-944-5009　南区ごみ対策班　電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005256.html

☆資源化物コンテナ収納物置設置費補助金

【目的・趣旨】
自主的に資源回収用コンテナを収納する物置の設置を行おうとする地域団体に対し、補助金を交付することにより、ごみの５種分別収集事業を促進し、資源化物の回収を確実かつ効率的に行う。

【概要】
補助金の額はコンテナ収納物置の設置等に要する工事費とし、補助限度額は当該ステーションを利用する世帯数に応じて以下のとおりとする

100 世帯以下	50,000 円
101 世帯以上 200 世帯以下	100,000 円
201 世帯以上	150,000 円

【要件等】町内会等の地域団体

【時期】随時

【問い合わせ先】

環境事業課	電話 086-803-1298		
北区ごみ対策班	電話 086-803-1384	中区ごみ対策班	電話 086-901-1635
東区ごみ対策班	電話 086-944-5009	南区ごみ対策班	電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005228.html

☆資源回収推進団体報奨金

【目的・趣旨】
自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会、子供会等市民団体（以下「団体」という。）に対して報奨金等を交付することにより、活動を奨励し、資源の再利用及びごみの減量を図る。

【概要】
報奨金の額は古紙類、 繊維類、ビン類、金属類、その他有価物の回収重量 １kg×5円

【要件等】
次の各号のいずれにも該当する団体とする。
(1)　地域住民で構成する団体であること。
(2)　回収を年１回以上実施する団体であること。
(3)　営利を目的としない団体であること。

【時期】１０月・３月

【問い合わせ先】
環境事業課　電話 086-803-1298
北区ごみ対策班　電話 086-803-1384　中区ごみ対策班　電話 086-901-1635
東区ごみ対策班　電話 086-944-5009　南区ごみ対策班　電話 086-902-3506

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005280.html

☆美しく快適なまちづくり推進員

【目的・趣旨】
美しく快適なまちづくりを市内全域で進め、市民一人ひとりのマナー意識の向上を図る。

【概要】
軍手、火ばさみ、ほうきの支給

【要件等】
個人：自宅周辺の道路、公園などの清掃活動を自主的に年6回以上
事業者及び団体：事業所周辺や地域の道路・公園などの清掃活動を年4回以上

【時期】随時

【問い合わせ先】
環境事業課　資源循環推進室　電話086-803-1321

【HP掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005175.html

☆環境ごみに関する出前講座

【目的・趣旨】
ごみゼロ啓発や食品ロス削減のための講座を通して、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築を目指す。

【概要】
市民の要望に応じて、市の職員等が出向き、行政の取り組み、事業、施策など講座形式で行う。
◆ごみゼロ啓発講座　◆食品ロス削減のための講座
・岡山市のごみの減量化・資源化推進の状況、取り組みについて
・ごみの出し方・分け方・リサイクルについて など

【時期】随時

【問い合わせ先】
環境事業課　資源循環推進室　　電話086-803-1321

【HP掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004934.html

＜ 生活環境向上のための支援 ＞

☆岡山市公園・遊園地等愛護委員会

【目的・趣旨】
公園等の清潔を保持し、安全かつ快適な利用に供するとともに、併せて公共施設愛護の精神の高揚を、市と地域住民との密な連携の下に実現するため

【概要】
愛護委員会の活動に対する報償金の交付。（公園面積、管理人人数による）
清掃用具の貸与、ごみ袋、除草剤の支給。緑化推進リーダー養成講座、講習会の実施。

【要件等】
公園等活動場所の周辺の地域住民をもって組織されたもので、その地域の町内会役員を置くこと。

【時期】随時

【問い合わせ先】

北区役所地域整備課	電話 086-803-1686	東区役所地域整備課	電話 086-944-5048
土木農林分室	電話 086-286-9093	瀬戸支所産業建設課	電話 086-952-1114
御津支所産業建設課	電話 086-724-1114	南区役所地域整備課	電話 086-902-3527
建部支所産業建設課	電話 086-722-1113	灘崎支所産業建設課	電話 086-363-5203
中区役所地域整備課	電話 086-901-1633		

☆地域猫活動支援事業

【目的・趣旨】
所有者のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし地域ぐるみで理解し、これらの猫の不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理や周辺清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らすための活動をいう。

【概要】
・活動団体が所有者がいないと確認した猫で、地域猫台帳で申請している猫の不妊去勢手術等に関する助成。
① 手術に要する経費　　対象猫１匹につき 10,000 円まで
助成対象期間：助成金の交付決定を最初に受けた年度及び次年度
助成対象匹数：１回の申請は１０匹以内とし、期間内２０匹以下
② 捕獲に要する経費　　活動団体につき 20,000 円まで
助成対象期間：最初の交付申請を行った日の属する年度（１度限り）

【要件等】
・同一世帯でない２名以上の管理者で構成された活動団体で活動地域に半数以上が居　住していること。
・活動地域が明確で、その地域の町内会長が活動の了解をしていること。
・岡山市猫の適正飼養ガイドラインに準拠した活動であること。等

【時期】４月１日～（予算額以内）

【問い合わせ先】
保健所衛生課　動物衛生係　　電話 086-803-1259

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016462.html

☆身近な生きものの里事業

【目的・趣旨】
市内の身近な野生生物をシンボルとした環境保全活動を、市民と行政が協働で推進することを通じて、それぞれの地域の特性に応じた、身近な自然を大切にする地域づくりを図ることを目的としている

【概要】
①保全活動に必要な資材等の提供
②学習会の開催等に必要な経費（謝礼金等）の一部助成など

【要件等】
対象となる野生生物が生息・生育していること。活動する地域に所在地がある団体で、地域の代表者（町内会長等）の推薦のあるもの。同一地域（小学校区単位）で統一した保全活動の実施が見込まれること。

【時期】申請受付：随時

【問い合わせ先】
環境保全課　電話 086-803-1284　Fax:086-803-1887

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015895.html

☆環境衛生協議会補助金

【目的・趣旨】
環境衛生組織を育成し、並びに市民の環境衛生についての自覚及び自主的な実践を促進することを目的とする。

【概要】
岡山市環境衛生連合協議会に予算の範囲内で補助金を交付する。

【要件等】
岡山市環境衛生連合協議会

【時期】６月末まで

【問い合わせ先】
環境事業課　　電話 086-803-1302

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005130.html

☆岡山市環境パートナーシップ事業（アダプトプログラム部門）

【目的・趣旨】

一定の市域内で実施する清掃や緑化、自然保護活動等の自主的な環境づくり活動を支援する。

【概要】

活動に際して必要となる資材（軍手、ほうき、火ばさみ、バナー等）の貸与※

※「貸与」であり「無償提供」ではありません。やむを得ない破損等が生じた場合を除き、新たな貸与は行いません。

【要件等】

市民団体や事業所等が、年３回以上取り組む下記の環境づくり活動

ア　道路、河川、水路、公園、緑地、遊園地等の清掃・美化・除草等に関すること。

イ　野生生物の保護・増殖及びそれらの生息・生育環境の保全・維持活動等に関すること。（但し、地域固有の生態系に配慮していること）

ウ　生活排水対策実践活動やアイドリング・ストップ活動等の都市・生活型公害対策に関すること。

エ　街路樹、並木、生垣、花壇、プランター等の緑や草花等の育成・管理に関すること。

オ　公共緑地への特色ある緑の植栽に関すること。

カ　伝統的な町並み景観の保全や歴史的な文化遺産の保全活動等に関すること。

【時期】申請受付：随時

【問い合わせ先】

環境保全課　　電話 086-803-1284　Fax:086-803-1887

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015848.html

☆空家等適正管理支援事業

【目的・趣旨】
空き家の再生活用や、適正管理を促進するために、リフォーム及び除却費用の一部を補助する。

【概要】
リフォーム後の建物又は除却後の跡地について、地域の活性化に活用すること。
※最低でも10年間は活用すること
【地域活性化】リフォーム補助
補助対象：空家法の規定による空家等
補助金額：補助率2/3　上限150万円
【地域活性化】除却補助
補助対象：空家法の規定による特定空家等
補助金額：補助率4/5　上限200万円

【要件等】
(リフォーム補助)
リフォーム後の住宅等の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行うこと。
(除却補助)
除却後の跡地の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行うこと。

【時期】４月～１２月予定

【問い合わせ先】
建築指導課　空家対策推進室　　電話086-803-1410

【HP掲載】
(ﾘﾌｫｰﾑ)https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006177.html　ﾘﾌｫｰﾑ
(除却)https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006199.html　除却

☆空き家対策出前講座

【目的・趣旨】
　市民に「空き家問題」への関心と理解を促す。

【概要】
市の空き家対策への取り組みの紹介と空き家の適正管理の必要性を説明

【要件等】
出前講座を希望する町内会や各種団体

【時期】随時

【問い合わせ先】
建築指導課　空家対策推進室　電話 086-803-1410

☆ブロック塀等撤去事業

【目的・趣旨】
　地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げになることを防止するため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する。

【概要】
補助対象：市が指定する通学路等に面している民間所有の危険なブロック塀等
補助金額：補助率３分の２　上限１５万円

【要件等】ブロック塀等の所有者

【時期】４月～１２月

【問い合わせ先】
建築指導課　建築安全推進係　電話 086-803-1445

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000005983.html

☆木造住宅耐震改修等事業

【目的・趣旨】
　地震時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市域の減災を図るため、木造住宅の耐震改修等費用の一部を補助する。

【概要】
（耐震診断、補強計画）
補助対象　：２階建て以下の木造戸建て住宅で昭和５６年５月３１日以前に着工したもの
補助金額　：補助率　定額　上限６万円（自己負担１万 1,200 円）

（耐震改修等）
補助対象　：同上
補助金額　：補助率　工事費の５分の４　上限１００万円（全体改修の場合）

【要件等】木造戸建て住宅の所有者

【時期】４月～１１月

【問い合わせ先】
建築指導課　建築安全推進係　電話 086-803-1445

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000006054.html

＜ 福祉活動への支援 ＞

☆岡山市地域福祉基金活用事業補助金

【目的・趣旨】

高齢者や障害者等すべての人が、住み慣れた家庭や地域で、健やかに安心して生活できる地域社会をつくる民間団体の自主的な保健福祉活動に対して活動費の一部を助成する。

【概要】

・助成の対象となる経費は、活動に要する経費に限ります。
・助成する期間は、原則１年です。特に認められれば最長３年です。
・他の補助制度の対象となっている事業又は他の財源の振替えとなる事業については，補助金の交付の対象となりません。
・補助金額は、補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額と、一事業に当たり年額１，０００，０００円のいずれか少ない額です。
・申請書類審査後、岡山市地域福祉基金活用検討委員会を経て助成決定となります。（助成されない場合もあります。）
※詳しくは「岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付要綱」をご覧ください。

【要件等】

「本市に活動拠点を置き、活動実績と適切な規模を有する民間団体が、次に掲げる事業を、新規に実施するもの又は既に実施している場合に当該事業を拡充して実施するもの。

（１）在宅福祉の普及または向上に関する事業
（２）健康・生きがいづくりの推進に関する事業
（３）ボランティア活動の活発化に関する事業
（４）その他社会福祉活動の推進に関する事業

【時期】募集　８月～９月頃

【問い合わせ先】

保健福祉企画総務課　　電話 086-803-1204

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003642.html

☆老人クラブ育成事業

【目的・趣旨】
高齢者の生きがいと健康づくりのために、自主的に組織し運営する老人クラブの活動に対して助成する。

【概要】
運営費補助金
※会員数に応じ、年額２１，２００円～５４，８００円を上限

【要件等】
会員の年齢が、おおむね６０歳以上で、活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する３０人以上（ただし、やむを得ない理由がある場合は、２５人以上）の会員で組織する老人クラブ

【時期】随時

【問い合わせ先】高齢者福祉課　　電話 086-803-1230

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000014411.html

☆認知症サポーター養成講座

【目的・趣旨】
認知症についての地域住民への普及啓発として、キャラバン・メイトが「認知症サポーター養成講座」を開催。認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを１人でも多く増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進。

【概要】
・認知症に関する正しい知識の普及
・症状や接し方についての講話
・認知症サポーターカードの配付

【要件等】
岡山市民（おおむね１０名以上の方を対象に開催）

【時期】随時

【問い合わせ先】高齢者福祉課　　電話 086-803-1230

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015031.html

☆キャラバン・メイト養成研修

【目的・趣旨】
認知症サポーター養成講座の講師役を養成する。

【概要】
講座内容についての知識や、講座を行っていくためのワークショップ等を行う。

【要件等】
全国キャラバン・メイト連絡協議会並びに岡山市が定める一定の要件を満たした者

【問い合わせ先】
高齢者福祉課　　電話 086-803-1230

☆認知症カフェ運営補助金

【目的・趣旨】
認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集うことができるカフェの開設・運営を支援し、認知症の人やその家族が地域の中で孤立することを防ぎ、家族の負担軽減につながることを目指す。

【概要】
・認知症カフェの開催・運営（月１回）
・認知症サポーター養成講座の実施（年１回）
・開設・運営に対して 30,000 円を補助（時限的）

【要件等】
専門職、キャラバン・メイトもしくは認知症サポートリーダー

【問い合わせ先】
高齢者福祉課　　電話 086-803-1230

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016596.html

☆行方不明高齢者さがしてメール事業

【目的・趣旨】
認知症の人や家族が地域で安心して暮らし続けるための地域支援体制の構築

【概要】
行方不明になる恐れのある高齢者と捜索の協力者を事前に登録し、万一、行方不明となった方が出た場合に、登録された情報を協力者等にメール配信し、捜索の協力をしてもらう。

【要件等】
捜索協力者：メールの配信を受けて、可能な範囲で捜索に協力することができる地域住民及び各事業者
登録者：市内に居住する認知症により行方不明となる恐れのある高齢者等

【時期】随時

【問い合わせ先】
高齢者福祉課　電話　086-803-1230

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000014939.html

☆あっ晴れ！もも太郎体操普及・啓発事業

【目的・趣旨】
身近な場所で、高齢者が気軽に参加できる介護予防に資する通いの場を立ち上げ、活動が継続するように支援する。

【概要】
・体操 DVD の無償提供
・介護予防センター専門職による 3 回の伝達講習（立ち上げ支援）
・次年度以降は年 2 回のオプション支援（体力測定・講話等）の実施（継続支援）
・フォーラムや実施団体の交流会を実施し、意欲向上を図る

【要件等】
週 1 回以上体操に取り組む意欲のある 5 名以上のグループ

【時期】随時

【問い合わせ先】
地域包括ケア推進課　　電話 086-803-1256
【ＨＰ掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004136.html

☆あっ晴れ！もも太郎体操サポーター等人材育成事業

【目的・趣旨】
あっ晴れ！もも太郎体操（地域の通いの場）の活動立ち上げや継続支援にかかわったり、フレイル健康チェックの実施補助を行うなど、介護予防を積極的に啓発・実践する住民ボランティアを育成する。

【概要】
・養成講座の開催（全４回）
・フォローアップ講座の開催
・定例会の開催

【要件等】
講座終了後、地域でボランティア活動ができる方

【時期】秋ごろ

【問い合わせ先】
地域包括ケア推進課　　電話 086-803-1256

【ＨＰ掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004201.html

☆介護予防教室

【目的・趣旨】
中学校区単位の拠点において、高齢者に対して体操等の運動の実践や、介護予防の重要性を普及啓発することにより、高齢者の健康意識を高める。

【概要】
・介護予防に関する講話、あっ晴れ！もも太郎体操の実施
・運動、栄養、口腔（こうくう）、認知機能低下予防等のプログラム実施
・身近な活動の場でもできるレクリエーションの体験

【要件等】
おおむね 65 歳以上の高齢者

【時期】各中学校区で月１回

【問い合わせ先】
地域包括ケア推進課　　電話 086-803-1256

【ＨＰ掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004136.html

☆生活支援サービス体制整備事業

【目的・趣旨】
高齢者が住み慣れた自宅・地域で暮らしていけるよう、高齢者を地域で支え合う地域づくりを目指し、地域での生活支援活動を支援する。

【概要】
・支え合いの地域づくりに向けた話し合いの場づくりを支援
・支え合い活動の創出・継続を支援
・支え合い活動を担う人材の養成
・地域の取組み状況などの事例紹介、ネットワークづくりのサポート
・市民等を対象とした交流会などの開催
など、地域での支え合いの取組みを支援します。

【要件等】
市内にお住まいの地域住民、及び各種地域団体

【時期】随時

【問い合わせ先】
地域包括ケア推進課　　電話　086-803-1286

【ＨＰ掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004297.html

＜ こどものための支援 ＞

☆おやこクラブ

【目的・趣旨】

市内に居住する親と子の健康の保持増進を図るとともに、親と子の仲間づくりを行うことにより、地域の子育て機能の活性化を図るため、各地区おやこクラブの活動を支援する。

【概要】

① 組織の育成・継続への支援
② 健康や育児の話、仲間づくりへの支援

【要件等】就園前の乳幼児とその保護者からなる組織

【時期】随時

【問い合わせ先】

北区中央保健センター　電話 086-803-1265
北区北保健センター　電話 086-251-6515
北区北保健センター御津・建部分室　電話 086-722-1114
中区保健センター　電話 086-274-5164
東区保健センター　電話 086-943-3210
南区西保健センター　電話 086-281-9625
南区南保健センター　電話 086-261-7051
健康づくり課　母子歯科保健係　電話 086-803-1264

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015399.html

☆子どもの居場所づくり相談窓口

【目的・趣旨】

子ども食堂や学習支援など地域の中で子どもの居場所をつくりたいなどの相談に応じます。

【概要】

岡山市社会福祉協議会の６事務所で相談に応じます。

【問い合わせ先】

岡山市社会福祉協議会
北区中央事務所　電話 086-222-8619
北区北事務所　電話 086-250-2007
中区事務所　電話 086-238-9200
東区事務所　電話 086-942-3260
南区南事務所　電話 086-263-0012
南区西事務所　電話 086-281-0027
こども福祉課　電話 086-803-1221

【HP 掲載】http://www.okayamashi-shakyo.or.jp/children/子どもの居場所づくり相談窓口/

☆岡山市子ども会運営助成金

【目的・趣旨】
地域子ども会の適切な活動を促進する。

【概要】
地域子ども会の運営に要する経費及び当該地域子ども会の実施事業に要する経費のための助成金。
■助成金額　基礎額＋（単位子ども会の会員数）×50 円

【要件等】
地域子ども会のうち、その運営が岡山市教育委員会が定める運営基準を満たしている地域子ども会

【時期】４月～５月

【問い合わせ先】
子ども会育成連絡協議会事務局　　電話 086-232-3422

☆青少年健全育成地域教育懇談会事業補助金

【目的・趣旨】
青少年の健全育成・非行防止のために、町単位の懇談会を開催し、各地域での実践活動の中心となる保護者や地域住民に、青少年の健全育成・非行防止の意識の高揚および啓発促進を図る教育懇談会事業を奨励・援助する。

【概要】
地区青少年育成協議会が、青少年の健全育成・非行防止のために、保護者や地域住民等を対象として、町単位の懇談会を実施するための補助金。
■補助金額　基礎額＋（過去 3 年間最大参加者数）×160 円

【要件等】
市立中学校区を単位とする地区青少年育成協議会（３６地区）

【時期】５月～６月ごろ

【問い合わせ先】
青少年育成協議会事務局　　電話 086-801-9455

☆岡山市外遊び体験推進事業補助金

【目的・趣旨】
外遊びを通じた児童健全育成と地域ぐるみでの子育ての気運を高めるために、地域住民が主体となって実施する外遊び体験推進事業に対し、補助金を交付するもの。

【概要】
①１日外遊び体験推進事業を開催する場合
50,000 円を補助。
②２日以上外遊び体験推進事業を開催する場合
１日目について 50,000 円を補助し、２日目以降、１日開催するごとに
10,000 円を追加補助する。上限は 150,000 円。

【要件等】
下記の５つの要件をすべて満たした団体であること。
①特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体であること。
②営利を目的としない団体であること。
③法令に違反し、又は公序良俗に反しない団体であること。
④岡山市プレーパーク普及事業「プレーリーダー養成講座」の修了証の交付を受けた者を３名以上含む団体であること。
⑤団体の所在地又は代表者の住所が市内にあること。

【時期】
募集　４月～２月末頃まで

【問い合わせ先】
地域子育て支援課　　電話 086-803-1224

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013264.html

＜ 文化・国際交流のための支援 ＞

☆スポーツ・文化・生涯学習サイト「LIFE おかやま」

【目的・趣旨】
行政・民間に関係なく岡山のスポーツ・文化・生涯学習に関する情報を市民が簡単・便利に継続的に入手できるようにするとともに、市民参画のきっかけづくりや場づくりを行い、スポーツ・文化・生涯学習活動の活性化を推進する。

【概要】
スポーツ・文化・生涯学習サイト「LIFE おかやま」において、スポーツ・文化・生涯学習に関するイベント・講座情報、市内のスポーツ施設・文化施設・社会教育施設、公民館の活動、文化財などの情報を発信する。

【要件等】
岡山のスポーツ・文化・生涯学習に関する活動を行う市民や団体、行政、企業等

【時期】随時

【問い合わせ先】
生涯学習課　　電話 086-803-1608

☆通訳・翻訳ボランティア

【目的・趣旨】
　市民レベルの自発的国際交流・多文化共生活動を促し、市民一人ひとりの国際感覚の醸成と多文化共生社会の実現を図る。また、外国人市民の日本での生活の手助けをする。

【概要】
　日常会話程度以上の外国語力があり、本制度の趣旨に賛同する方が国際交流協議会に登録。通訳・翻訳の必要がある場合に、登録者を派遣する。
（※通訳・翻訳は、原則的には無報酬。ただし、交通費などの実費については当事者同士で相談。）

【要件等】
同行通訳・翻訳を必要する、非営利な機関・団体および身元の保証できる個人。

【時期】随時

【問い合わせ先】
岡山市国際交流協議会（国際課内）
TEL:086-803-1112　　E-mail:kokusaika@city.okayama.lg.jp

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/shisei/0000029603.html

☆ホームステイ・ホームビジットボランティア

【目的・趣旨】
　来岡外国人に、生活習慣をはじめとする様々な日本の文化に触れ、日本の家庭生活を体験する機会を提供することで、外国人、ホストファミリーともに、多様な文化への理解を深める。

【概要】
　市内で、家族全員の了解が得られており、本制度の趣旨に賛同する家庭が国際交流協議会に登録。ホームステイ・ホームビジットを希望する来岡外国人を登録家庭に紹介する。（※ホームステイ、ホームビジットは、原則的には無報酬。ただし、食事代・交通費などの実費については当事者同士で相談。）

【要件等】
来岡外国人がホームステイ、ホームビジットを希望し、非営利な機関・団体等から依頼がある場合。

【時期】随時

【問い合わせ先】
岡山市国際交流協議会（国際課内）
TEL:086-803-1112　　E-mail:kokusaika@city.okayama.lg.jp

【HP 掲載】
https://www.city.okayama.jp/shisei/0000029603.html

☆文化紹介ボランティア

【目的・趣旨】

市民レベルの自発的国際交流・多文化共生活動を促し、市民一人ひとりの国際感覚の醸成と多文化共生社会の実現を図る。また、日本を含めた世界の文化を広く紹介することで多文化共生社会の推進を促進すること。

【概要】

日本語指導や華道、茶道、書道、着付等の日本文化の紹介、外国文化の紹介等ができ、本制度の趣旨に賛同する方が国際交流協議会に登録。文化紹介の依頼がある場合に、登録者を派遣する。

（※日本語指導、文化紹介は、原則的には無報酬。ただし、交通費・材料費などの実費については当事者同士で相談。）

【要件等】　非営利な機関・団体から依頼がある場合

【時期】　随時

【問い合わせ先】

岡山市国際交流協議会（国際課内）

TEL:086-803-1112　　E-mail:kokusaika@city.okayama.lg.jp

【HP 掲載】

https://www.city.okayama.jp/shisei/0000029603.html